

平成 26 年

## 第 3 回定例会会議録

平成 26 年 6 月 23 日

）

平成 26 年 7 月 2 日

田 上 町 議 会

## 目 次

○田上町告示第17号 .....	1
○会期日程 .....	2
○応招議員 .....	3
○町長提出議案一覧表 .....	4

### 会期第1日 [第1号] (6月23日 (月))

○招集年月日、招集場所 .....	5
○出席議員 .....	5
○欠席議員 .....	5
○地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名 .....	5
○本会議に職務のため出席した者の氏名 .....	5
○開 会 .....	6
○開 議 .....	8
○日程第 1 会議録署名議員の指名 .....	8
○日程第 2 会期の決定 .....	8
○日程第 3 諸般の報告 .....	9
○日程第 4 選任第 1号 議会運営委員会委員の選任について .....	11
○日程第 5 選任第 2号 広報対策特別委員会委員の選任について .....	11
○日程第 6 選挙第 1号 加茂市・田上町消防衛生組合議会議員の選挙に ついて .....	12
○日程第 7 選挙第 2号 新潟県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙 について .....	12
○日程第 8 町長の所信表明 .....	13
○日程第 9 同意第 1号 田上町監査委員の選任について .....	16
○日程第10 承認第 2号 専決処分(田上町税条例の一部改正)の報告に ついて .....	17
○日程第11 承認第 3号 専決処分(田上町国民健康保険税条例の一部改 正)の報告について .....	17
○日程第12 承認第 4号 専決処分(平成25年度田上町一般会計補正予 算(第7号))の報告について .....	18

○日程第13	承認第5号	専決処分（同年度田上町国民健康保険特別会計 補正予算（第3号））の報告について……………	18
○日程第14	議案第28号	平成26年度田上町一般会計補正予算（第1号） 議定について……………	20
○日程第15	報告第1号	平成25年度田上町一般会計繰越明許費繰越計 算書の報告について……………	21
○日程第16	報告第2号	県央土地開発公社事業計画書及び事業報告書の 提出について……………	21
○散会			23
○議事日程			24

会期第9日 [第2号]（7月1日（火））

○招集年月日、招集場所……………	27
○出席議員……………	27
○欠席議員……………	27
○地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名……………	27
○本会議に職務のため出席した者の氏名……………	27
○開議……………	28
○日程第1 一般質問……………	28
11番 池井 豊 君……………	28
12番 関根 一 義 君……………	37
2番 椿 一 春 君……………	45
3番 有川 りえ子 君……………	50
5番 熊倉 正 治 君……………	59
○散会……………	64
○議事日程……………	65

会期第10日 [第3号]（7月2日（水））

○招集年月日、招集場所……………	67
○出席議員……………	67
○欠席議員……………	67
○地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名……………	67

○本会議に職務のため出席した者の氏名	6 7
○開 議	6 8
○日程第 1 一般質問	6 8
1 番 今 井 幸 代 君	6 8
8 番 松 原 良 彦 君	7 9
○日程第 2 承認第 2 号 専決処分（田上町税条例の一部改正）の報告について	8 8
○日程第 3 承認第 3 号 専決処分（田上町国民健康保険税条例の一部改正）の報告について	8 8
○日程第 4 承認第 4 号 専決処分（平成 2 5 年度田上町一般会計補正予算（第 7 号））の報告について	8 8
○日程第 5 承認第 5 号 専決処分（同年度田上町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号））の報告について	8 9
○日程第 6 議案第 2 8 号 平成 2 6 年度田上町一般会計補正予算（第 1 号）議定について	9 1
○日程第 7 請願第 3 号 「手話言語法」制定を求める意見書の提出を求める請願について	9 5
○日程の追加	9 6
○追加日程第 1 発委第 2 号 「手話言語法」制定を求める意見書について	9 6
○日程第 8 推薦第 1 号 田上町農業委員会委員の推薦について	9 7
○日程第 9 議員派遣の件について	9 8
○日程第 1 0 閉会中の継続調査について	9 8
○閉 会	9 9
○議事日程	1 0 0

田上町告示第17号

平成26年第3回田上町議会定例会を次のとおり招集する。

平成26年6月17日

田上町長 佐藤邦義

1. 期 日 平成26年6月23日
2. 場 所 田上町議会議場

平成26年 第3回 田上町議会（定例会）会期日程

月 日 (曜)	開 議 時 間	本委区分	内 容
6. 2 3 (月)	午前 9 : 0 0	本 会 議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開 会 (開議)</li> <li>・会議録署名議員の指名</li> <li>・会期の決定</li> <li>・諸般の報告</li> <li>・町長の所信表明</li> <li>・議会運営委員、広報対策特別委員の選任</li> <li>・一部事務組合議会議員の選挙</li> <li>・人事案件上程 (提案説明・質疑・採決)</li> <li>・議案上程 (提案説明・質疑・各常任委員会付託)</li> <li>・散 会</li> </ul>
6. 2 4 (火)	午前 9 : 0 0	委 員 会	総務産経常任委員会 (付託案件審査)
6. 2 5 (水)	午前 9 : 0 0	委 員 会	社会文教常任委員会 (付託案件審査)
6. 2 6 (木)			議案調査
6. 2 7 (金)			議案調査
6. 2 8 (土)			(休 会)
6. 2 9 (日)			(休 会)
6. 3 0 (月)			議案調査
7. 1 (火)	午前 9 : 0 0	本 会 議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開 議</li> <li>・一般質問</li> <li>・散 会</li> </ul>
7. 2 (水)	午前 9 : 0 0	本 会 議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開 議</li> <li>・一般質問</li> <li>・議案審議 (委員長報告・質疑・討論・採決)</li> <li>・閉 会</li> </ul>
	(上記終了後)		議員互助会総会

応招議員（13名）

1 番	今	井	幸	代	君
2 番	椿		一	春	君
3 番	有	川	り	え 子	君
4 番	浅	野	一	志	君
5 番	熊	倉	正	治	君
7 番	川	崎	昭	夫	君
8 番	松	原	良	彦	君
9 番	川	口	與	志 郎	君
10 番	渡	邊	正	策	君
11 番	池	井		豊	君
12 番	関	根	一	義	君
13 番	泉	田	壽	一	君
14 番	小	池	真	一 郎	君

平成26年第3回田上町議会（定例会）提出議案一覧表

議案番号	件名
選任第1号	議会運営委員会委員の選任について
選任第2号	広報対策特別委員会委員の選任について
選挙第1号	加茂市・田上町消防衛生組合議会議員の選挙について
選挙第2号	新潟県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について
同意第1号	田上町監査委員の選任について
承認第2号	専決処分（田上町税条例の一部改正）の報告について
承認第3号	専決処分（田上町国民健康保険税条例の一部改正）の報告について
承認第4号	専決処分（平成25年度田上町一般会計補正予算（第7号））の報告について
承認第5号	専決処分（同年度田上町国民健康保険特別会計補正予算（第3号））の報告について
議案第28号	平成26年度田上町一般会計補正予算（第1号）議定について
報告第1号	平成25年度田上町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
報告第2号	県央土地開発公社事業計画書及び事業報告書の提出について



# 第 1 号

( 6 月 23 日 )

平成26年田上町議会  
第3回定例会会議録  
(第1号)

---

---

1 招集場所 田上町議会議場

2 開 会 平成26年6月23日 午前9時

3 出席議員

1番	今井幸代君	9番	川口與志郎君
2番	椿一春君	10番	渡邊正策君
3番	有川りえ子君	11番	池井豊君
4番	浅野一志君	12番	関根一義君
5番	熊倉正治君	13番	泉田壽一君
7番	川崎昭夫君	14番	小池真一郎君
8番	松原良彦君		

4 欠席議員

なし

5 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名

町 長	佐藤邦義	産業振興課長	渡辺 仁
副町長	小日向 至	町民課長	鈴木和弘
教育長	丸山 敬	保健福祉課長	吉澤深雪
総務課長	今井 薫	会計管理者	吉澤 宏
地域整備課長	土田 覚	教育委員会 事務局 局長	福井 明

6 本会議に職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 中野 幸作  
書 記 渡辺 絵美子

7 議事日程

別紙のとおり

8 本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

---

午前9時00分 開 会

---

議長（渡邊正策君） 改めておはようございます。本日、平成26年第3回田上町議会定例会が告示になっておりますので、ただいまから開会いたします。

ただいまの出席議員は13名であります。よって、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

佐藤町長から招集のご挨拶をお願いいたします。

（町長 佐藤邦義君登壇）

町長（佐藤邦義君） 改めまして皆さん、おはようございます。議会開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。本日、平成26年第3回田上町議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては公私とも何かとご多用のところご参集を賜りまして、まことにありがとうございました。

冒頭ではありますが、このたびの町長選挙におきましては、大変多くの皆さんからご支持をいただき、当選させていただきながら、翌日の朝、交通事故を起こしてしまいました。町民の模範となるべき公職にありながら、町民の皆様の信頼を損ねたことに対し、本当に深くおわびを申し上げます。大変申しわけありませんでした。

少し時間をいただき、この場をおかりしまして、事故の経過と責任のとり方についてお伝えをし、ご理解をいただきたくお願いを申し上げます。

最初に、事故の経過であります。6月2日、午前9時から役場で行われる当選証書付与式に出席のために急いでおり、午前8時57分ごろ川船河工業団地内の丁字路交差点付近で、新津市の男性が運転する車の右後部付近に接触をしました。お互いけがもなく、事故の状況も軽いと判断し、町長であることの身分を相手に告げ、役場に急用があるので、すぐ戻る旨を説明し、役場に急ぎました。そのときは相手から了承をいただいたと思っております。

その後は、接触事故による気持ちの動揺と時間に対する焦りなどで、商工会協の国道403号バイパス交差点で左折した際に操作を誤り、原ヶ崎地内の水田に突っ込んだ事故を起こしてしまいました。このために川船河の事故現場にすぐ戻る予定が、結果として戻れませんでした。あのときは気持ちが動揺しておりまして、はっきりした記憶が残っておりません。幸いけがもなく、自力で役場まで行き、秘書と副町長に事故の発生を説明し、川船河で車の接触事故を起こし、相手の若い男性が待っ

ているので、とりあえず誰が職員を向かわせるよう指示をしました。

副町長の指示ですぐに町の職員が川船河の現場に行きました。職員が現場に着いた時点ではまだ警察が現場には来ていない状況だったのですが、その後警察が来たと聞いております。私が田んぼに車を落としたため、川船河の現場に行くのがおくれ、警察に事故の連絡をされたのは相手の男性でした。

当選証書を受けた後、2カ所の事故現場で加茂警察の事情聴取を受け、現場での事情聴取はお昼まで続き、その後は町長室で妻と田上診療所の医師が同席の上、再度警察の事情聴取を受けました。このときの内容は、主に私の健康状態が中心でありました。この時点で多くのマスコミから取材の申し入れがありましたが、医師の診断で血圧が高く、記者会見等で興奮状態になると危険であるため、安静の状態を保ちながら精密検査を受けるため、1週間程度入院するようという指示がありました。午後2時半ごろ、再度医師の往診があり、その際入院先の確保ができた旨の報告がありました。

夕方5時ごろ川船河で車の接触事故で迷惑をかけました新津市の男性宅に謝罪に伺いました。この時間になったのは、相手が夜勤明けで、この時間まで休んでいるためであります。その後、田んぼの持ち主にも謝罪しておりますが、いずれも妻と副町長で伺っております。

翌日の6月3日に精密検査のため入院し、6月9日午後2時ごろ退院し、その足で車の接触事故で迷惑をかけた男性と、田んぼの持ち主に謝罪に伺いました。

なお、勤務は10日からとなりました。その日の夕方5時30分からマスコミに対する共同記者会見で、今後の私の責任のとり方について説明し、6月13日の「きずな」の配布にあわせて全世帯におわびの文書も配布をいたしました。経過については以上となります。

なお、病院での精密検査の結果については、疲労はあるが、特に異常は見当たらないとの診断結果でありました。

今後の責任のとり方ではありますが、道義的あるいは政治的責任の私なりのけじめといたして、けが人もなかったとはいえ、町民の模範となるべき公職にありながら、全町民の皆様の信頼を損ねたことに対し、6月13日に全世帯におわびの文書を配付を行い、この6月議会で私の給与の減額をお願いする予定でありましたが、今回の事故に対し、警察の調査結果による行政処分が検察から出されるのは数カ月後になるということで、それらの行政処分、つまりどんな交通違反の対象になるかを確定してから、改めてそれら処分の内容や事故の概要などを説明申し上げ、私の給与を

減額するための条例提案をお願いする予定であります。

また、町民の皆様に配布をいたしましたおわびの文書に要した経費を私費にした場合、公職選挙法の寄附行為に当たるおそれもあり、当初は公費も考えましたが、弁護士と相談した結果、私費での対応とさせていただきました。

今後は決してこのようなことのないように肝に銘じ、田上町の発展のため、誠心誠意努力する所存でございます。どうかよろしく願いをいたします。

さて、今期定例会におきましては、皆川議員の町長選挙出馬に関連しての失職により、議会運営委員や広報対策特別委員の選任議案等をはじめ、監査委員の人事案件と税条例及び国民健康保険税条例の一部改正、あるいは平成25年度一般会計及び国民健康保険特別会計補正予算のそれぞれの専決処分の報告について、またあじさいの里の支援事業となります地域介護・福祉空間整備推進事業の経費の追加や、4月の人事異動に伴う職員の人件費関連予算の組み替えを主とした平成26年度の一般会計の補正予算、それに平成25年度の繰越明許費繰越計算書の報告及び県央土地開発公社事業報告書の提出についての合計12議案をご提案申し上げました。よろしくご審議をくださいますようお願い申し上げます、招集の挨拶といたします。

以上であります。

議長（渡邊正策君） 本日の議事日程は、お手元に印刷・配付のとおりであります。

---

午前9時09分 開 議

議長（渡邊正策君） これより本日の会議を開きます。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

議長（渡邊正策君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により

14番 小池 真一郎 議員

1番 今井 幸代 議員

を指名いたします。

---

#### 日程第2 会期の決定

議長（渡邊正策君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、提出案件から見て、また議会運営委員会の議を経まして、本日23日から7月2日までの10日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（渡邊正策君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日23日から7月2日までの10日間と決定いたしました。

---

### 日程第3 諸般の報告

議長（渡邊正策君） 日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、皆川忠志氏はこのたびの田上町長選挙立候補に伴い、公職選挙法第90条の規定により、5月27日付で議員を失職した旨、選挙管理委員長より通知がありました。

去る6月12日に社会文教常任委員会を開催し、後任人事について協議した結果、社会文教常任委員長には川崎昭夫議員、副委員長に椿一春議員が選任されましたので、報告いたします。

次に、地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査結果報告書の2月分、3月分及び4月分が提出されております。お手元に写しを配付いたしましたので、ごらんください。

本日までに受理した請願は、「手話言語法」制定を求める意見書の提出を求める請願、この1件であります。この請願については、会議規則第91条及び第92条第1項の規定により、お手元に配付の請願文書表のとおり、所管の社会文教常任委員会に付託いたしましたので、ご報告いたします。

次に、本日までに受理した陳情は、地方自治体における政党機関紙「しんぶん赤旗」の勧誘・配布・販売について実態調査を要請する決議を求める陳情の1件であります。お手元に写しを配付いたしましたので、ごらんください。

本定例会には、議案説明のため、地方自治法第121条の規定により、説明員の出席を求めています。

以上で議長報告を終わります。

次に、執行から行政報告の申し出がありますので、発言を許します。

副町長（小日向 至君） それでは、貴重な時間をおかりしまして、平成26年度の公共

事業の予算づけについて報告をさせていただきます。既にお手元に関連する資料をお渡ししてありますので、ご参照いただければと思います。

まず最初に、国道403号線小須戸・田上バイパスであります。田上地内分として平成25年の補正予算と26年の合わせまして2億4,890万円の予算がついております。本線の道路改良、暫定盛り土工事がこれらの予算の中で予定されております。

次に、新潟五泉間瀬線道路整備工事につきましては、今年度から新規に1,500万円の予算がつきまして、上野屋商店から初音までの間の道路工事が予定されております。

次に、一級河川加茂川改修工事であります。これは昨年同様加茂市工区との合計でありますけれども、25年度補正予算と合わせて1億7,000万円の予算がついておりまして、引き続き加茂川の右岸堤防を、千代橋より下流区間において堤防のかさ上げ工事等が予定されております。

最後に、国土交通省直轄事業であります。平成23年の水害を受けた保明嶋地先であります。信濃川と加茂川との合流地点におきまして、新たな堤防を策定しまして、排水路の逆流を防止するための門を新たに新設する予定となっております。事業費につきましては未定となっておりますが、事務レベルでの話では3億円程度と聞いておりますので、よろしくお願ひします。

以上、申し上げまして、行政報告とさせていただきます。貴重なお時間、どうもありがとうございました。

議長（渡邊正策君） 以上で行政報告を終わります。

次に、一部事務組合議会の報告を行います。

加茂市・田上町消防衛生組合議会の報告を求めます。

（11番 池井 豊君登壇）

11番（池井 豊君） 平成26年加茂市・田上町消防衛生議会3月定例会の報告をさせていただきます。

当議会からの出席議員は、今井議員、5月27日に失職した皆川議員、それから川崎議員、それから私の4名でございました。

最初に、3月27日1時30分から開催されましたが、議事録署名人を指名し、会期を1日に定め、監査報告等行われました。

議題の第4とし議案第1号 専決処分の承認について（新潟県市町村総合事務組合規約の変更）でございます。総合事務組合に五泉市が加盟するものということです。

議案第2号、平成25年補正予算、国家公務員給与の引き下げに伴う給与の改定でございました。

議案第3号 平成26年度加茂市・田上町消防衛生組合一般会計予算についてでございます。歳入歳出それぞれ9億5,697万1,000円とするものです。この予算は、前年に比べて4,542万7,000円の増額でございます。これの主な理由については、退職手当2名分の増が主な理由とされております。

細かい説明もあったのですが、それに対して質疑があったので、そのこの要点についてご報告させていただきます。まず1点、私のほうからですがけれども、消費税の改定についての対策等々はどのように行うのかということで、消費税で増額した分については補正で対応していくというような答弁がございました。また、傷病者等の搬送についての質問がございました。3次救急、県央基幹病院ができ、加茂病院が新しく建て替えるという中で、傷病者の搬送についてどのように考えているのかという質問がございました。答えは、3次は新潟になるというような、小池市長の答弁でございました。それから、鱒田沢の最終処分場のキャパ、どのぐらい使えるのかというような質問がございました。あと4年は使えるというような答弁でございました。また、高規格消防車の導入とはどういうことかというような質問がございました。これは加茂市消防団に配備されるもので、Aセット1,500万円、いすゞの車で工作車の小さいものというふうに理解してもらいたいということで、エンジンカッターやコンクリートを粉砕する工具や、それからボート、それに伴う救命胴衣等々も装備されて、消防団用に配備し、消防署に置いてあるというような答弁でございましたし、加茂市消防団に配備なのですからけれども、田上の皆さんにも積極的に使ってもらいたいというような話もございました。

議案第4号、5号、6号についてですがけれども、こちらは職員の再任用、給与、消防長、署長の資格を定める条例の提案でございました。平成26年度予算は、全案可決されております。

以上で報告を終わります。

議長（渡邊正策君） 報告が終わりました。池井議員、ご苦労さまでした。

以上で一部事務組合議会の報告を終わります。

これで諸般の報告を終わります。

---

日程第4 選任第1号 議会運営委員会委員の選任について

日程第5 選任第2号 広報対策特別委員会委員の選任について



日程第6 選挙第1号 加茂市・田上町消防衛生組合議会議員の選挙について

日程第7 選挙第2号 新潟県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

議長（渡邊正策君） 次に、日程第4、選任第1号から日程第7、選挙第2号までの4案件につきまして、皆川氏の議員失職に伴い、その後任を選任するものであります。

初めに、日程第4、選任第1号 議会運営委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、川崎昭夫議員を指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（渡邊正策君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員会委員は、ただいま議長が指名したとおり選任することに決しました。

次に、日程第5、選任第2号 広報対策特別委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。広報対策特別委員会委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、椿一春議員を指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（渡邊正策君） 異議なしと認めます。よって、広報対策特別委員会委員は、ただいま議長が指名したとおり選任することに決しました。

次に、日程第6、選挙第1号 加茂市・田上町消防衛生組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（渡邊正策君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（渡邊正策君） 異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

加茂市・田上町消防衛生組合議会議員に、浅野一志議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました浅野一志議員を当選人に定めることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(渡邊正策君) 異議なしと認めます。よって、ただいま指名した浅野一志議員が加茂市・田上町消防衛生組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました浅野一志議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

日程第7、選挙第2号 新潟県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長(渡邊正策君) 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長(渡邊正策君) 異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

新潟県後期高齢者医療広域連合議会議員に、川崎昭夫議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名した川崎昭夫議員を当選人に定めることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(渡邊正策君) 異議なしと認めます。よって、ただいま指名した川崎昭夫議員が新潟県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました川崎昭夫議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

---

## 日程第8 町長の所信表明

議長(渡邊正策君) 日程第8、町長の所信表明を行います。

(町長 佐藤邦義君登壇)

町長（佐藤邦義君） 今議会は、私の町長就任5期目の初議会でありますので、貴重な時間をおかりいたしまして、就任の挨拶といささかの所見を述べさせていただきます。

去る6月21日、任期満了になりました田上町町長選挙が5月27日に告示され、不肖私が当選となり、6月の22日から5期目のスタートとなりました。どうぞこれからの4年間でよろしく願いをいたします。

このたびの5期目の選挙の公約としては、第5次総合計画のテーマであります町民の暮らしの満足度の高い町づくりを推進していくことを訴えてきました。選挙の公約に基づいて、これからの4年間で具体的な事業の提案をし、選挙の公約の実現に努力していく所存であります。

第1は、国道403号バイパスの整備促進を引き続き国・県に強く要望し、開通をめぐりに既に役場前に確保されております用地に、今まで検討してまいりました仮称の生涯学習センターの建設を目指しますが、従来の（仮称）生涯学習センターのイメージにとらわれず、直売所などを併設した道の駅的な交流が図れる拠点施設として、にぎわいのある町づくりを推進していきます。また、403号バイパスの整備は、広域的な道路ネットワークを形成し、地域間の経済あるいは文化等の活発な交流を支え、新潟市等への通勤圏の拡大と人口減少対策など、活力ある町づくりを推進する重要な役割を果たすものであり、また救急医療においては患者の搬送態勢において命の大動脈として必要不可欠なものとして位置づけており、開通を急がなければなりません。

第2は、安全・安心な町づくりのために、水害対策を引き続き推進していきます。特に以前から対策等を検討しております中江川や茗ヶ谷川の流域、あるいは今年から一部調査を進めております清水沢川流域などに調整池等の流出抑制対策の設置によりまして、災害を未然に防ぎ、町民の生命・財産を守ります。

第3は、少子高齢化対策の推進であります。今年少子化対策元年と位置づけ、人口減少対策に対応するため、これまでそれぞれの課で取り組んできた事業を統一し、広角的に取り組むため、少子化対策推進室を総務課に設置し、今年度から人口減少対策における施策の企画立案やニーズの把握など、情報収集等の事業に取り組み、人口の減少から人口の増加につながる施策を推進していきます。また、高齢化対策としては、特に介護事業は居宅介護が基本ですが、現状は難しい課題も多々ありまして、現在の介護施設の整備充実を進めなければなりません。そこで今後はあじさいの里の50床の増床をはじめ、民間事業とタイアップしながら、介護サ

ービスの充実を図っていきます。

第4は、田上町の教育の推進であります。田上町の12カ年教育は順調に推移し、評価を得ているところであります。12カ年教育の推進のためには、幼・小・中の教員が同じ方向と考え方による取り組みを行い、より高い水準まで高めていく必要があります。この12カ年教育の目標は、キーワードの「田上の子どもは田上で育てる」であり、それぞれの段階における児童・生徒の教育を充実させ、最終的に希望する進路の実現を目指していきます。

次に、外国語教育の充実であります。既に幼・小・中においてネイティブスピーカー、いわゆる外国人指導助手を採用し、指導に当たっております。今後は強化化に向けて外国語指導助手の増員や各学校段階における効果的な指導法の開発など、充実・発展させることが必要であると考え、教育現場と教育委員会で具体化に向け検討していきます。

第5は、産業の活性化であります。本田上工業団地の造成が完了しましたので、今まで以上の企業誘致に取り組み、若者の就労の場の確保と田上町への転入人口の増加、拡大につなげていきます。

また、田上町の基幹産業の充実につきましては、その一つである農業、特に稲作に対する課題も日に日に大きくなってきていますが、若い農業の担い手が取り組んでいます複合農業を推進し、支援するため、若い農業の担い手の確保、育成に努めていきたいと考えております。

農商工連携においても、田上町の特産品開発やあるいは農産物の有効利用と販売拡大に取り組んでいきます。

以上が今回の選挙公約の主なものでありますが、5期目を担う重責を町民の皆様から課せられている身でありながら、私の不注意から起こしましたこのたびの交通事故に対し、町民の皆様には深くおわびを申し上げます。今後はこの事故を猛省しまして、町の発展のため、これらの事業実現のため、全力で取り組んでいくことを誓いまして、5期目の所信の一端といたします。よろしく願いをいたします。

以上であります。

議長（渡邊正策君） 以上で町長の所信表明を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

午前9時34分 休 憩

---

午前9時50分 再 開

議長（渡邊正策君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

日程第9 同意第1号 田上町監査委員の選任について

議長（渡邊正策君） 日程第9、同意第1号 田上町監査委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。本案件は人事案件でありますので、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（渡邊正策君） 異議なしと認めます。よって、委員会付託を省略することと決しました。

提案者、佐藤町長の説明を求めます。

（町長 佐藤邦義君登壇）

町長（佐藤邦義君） ただいま上程になりました同意第1号 田上町監査委員の選任につきましては、見識を有する者として現在その任に当たっておられます田上町大字羽生田142番地、窪田白氏が本年7月2日をもって1期目の任期が満了しますことから、引き続き監査委員に選任したいので、議会の同意を求めるものであります。

任期につきましては、平成30年7月2日までの4年間となっております。

なお、参考資料として略歴をお手元に配付いたしております。

以上、ご説明申し上げましたが、全員のご賛同を賜りますよう、よろしく願いを申し上げます。

以上であります。

議長（渡邊正策君） 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質問のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略して採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（渡邊正策君） 異議なしと認めます。よって、討論を省略して採決することに決しました。

これより採決を行います。この採決は起立採決といたします。

本案は原案どおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

議長（渡邊正策君） 起立全員であります。よって、同意第1号は原案どおり同意することに決しました。

---

日程第10 承認第2号 専決処分（田上町税条例の一部改正）の報告について

日程第11 承認第3号 専決処分（田上町国民健康保険税条例の一部改正）の報告について

議長（渡邊正策君） 日程第10、承認第2号及び日程第11、承認第3号の2案件を一括議題といたします。

提案者、佐藤町長の説明を求めます。

(町長 佐藤邦義君登壇)

町長（佐藤邦義君） ただいま一括上程になりました2議案につきまして、その概要をご説明申し上げます。

承認第2号 専決処分（田上町税条例の一部改正）の報告につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日から施行されることに伴いまして、田上町税条例の一部を改正する必要があるため、やむなく本年3月31日に専決処分をいたしたものであります。

改正の主な内容につきましては、固定資産税の特例措置として浸水防止用設備、ノンフロン製品及び公害防止用設備に係る課税標準の特例措置の追加、耐震改修が行われた一定の既存建築物に対する減額措置の創設に係る規定が整備されたものであります。

次に、承認第3号 専決処分（田上町国民健康保険税条例の一部改正）の報告につきましては、地方税施行令の一部を改正する政令が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日より施行されることに伴い、田上町国民健康保険税条例の一部を改正する必要があるため、やむなく本年3月31日に専決処分をいたしたものであります。

改正の主な内容につきましては、中・低所得者の国民健康保険税の負担軽減を図るため、課税限度額について後期高齢者支援金等課税額を「14万円」から「16万円」に、介護納付金課税額を「12万円」から「14万円」にそれぞれ改正する措置に加え、軽減措置につきましては、判定基準の見直しによる拡充が行われたものであります。

以上、2議案につきまして一括その概要をご説明申し上げましたが、ご審議の上、

ご承認いただきますようお願いを申し上げます。

以上であります。

議長（渡邊正策君） 以上で説明が終わりました。

これよりただいまの2案件について一括質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております2案件につきましては、精査の必要がありますので、会議規則第39条第1項の規定により、別紙議案付託表のとおり、所管の社会文教常任委員会に付託いたします。

---

日程第12 承認第4号 専決処分（平成25年度田上町一般会計補正予算（第7号））の報告について

日程第13 承認第5号 専決処分（同年度田上町国民健康保険特別会計補正予算（第3号））の報告について

議長（渡邊正策君） 日程第12、承認第4号及び日程第13、承認第5号の2案件を一括して議題といたします。

提案者、佐藤町長の説明を求めます。

（町長 佐藤邦義君登壇）

町長（佐藤邦義君） ただいま一括上程になりました2議案につきまして、その概要をご説明申し上げます。

承認第4号 専決処分（平成25年度田上町一般会計補正予算（第7号））の報告につきましては、歳入歳出それぞれ3,195万9,000円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ45億5,065万6,000円といたすものであります。

その内容は、年度末に至り、税収入や各種交付金、国・県支出金などがそれぞれの事業実績により交付決定されたことに伴うものであります。その主な内容といたしましては、歳入では町税におきまして町民税及び固定資産税におきまして、収納率が当初見込みより大幅に向上したことにより増額。法人町民税におきましては、業績好調な企業があったことにより増額。地方譲与税、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、自動車取得税交付金におきましても、交付決定に伴い増額となっております。使用料及び手数料におきましては、入館者の減によるごまどう湯っ多里館の使用料の減額。国庫支出金におきましては、地籍調査事業補助金の県支出金へ

の科目の組み替えによる減額。県支出金におきましては、国庫支出金でも説明しましたとおり、地籍調査事業補助金の科目の組み替えのほか、事業確定に伴う障害者自立支援等諸費や水田農業構造改革対策事業費補助金など、それぞれ関係する負担金及び補助金の増減整理。繰入金におきましては、今年度の執行残が見込まれることから、繰り入れの減額。諸収入におきましては、平成24年度分の後期高齢者医療給付費負担金の精算の受け入れによる増額をお願いするものであります。

一方、歳出では、総務費におきまして、今後の財政運営に備えるために減債基金及び財政調整基金への積立額を増額しております。衛生費におきましては、事業確定に伴う国民健康保険特別会計繰出金及び加茂市・田上町消防衛生組合負担金の減額をしております。労働費におきましても、緊急雇用創出事業における事業確定に伴う減額をしております。土木費におきましては、今年の冬の少雪による出動回数が少なかったことによりまして、除雪関連経費を減額しております。消防費におきましても、加茂市・田上町消防衛生組合負担金を減額しております。教育費におきましては、生涯学習センター建設基金元金積立金の増額をお願いするものであります。

また、第2表、繰越明許費補正は、子ども・子育て新制度に伴うシステムの構築が年度内で完成できないため、その予算を繰り越すものであります。

年度末に至りまして、交付金や国・県支出金などがそれぞれの事業実績に基づいて交付されたものなど、本年3月31日付でやむなく専決処分いたしましたものであります。

次に、承認第5号 専決処分（同年度田上町国民健康保険特別会計補正予算（第3号））の報告につきましては、歳入歳出660万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億7,164万2,000円といたしましたものであります。

その主な内容といたしましては、年度末に至り、歳入では国庫支出金、療養給付費等交付金、繰入金におきましては、それぞれ交付決定及び事業確定に伴います増減額を整理しておりますし、歳出では保険給付費におきましては、退職被保険者分の療養給付費、高額療養費を、また出産育児一時金においてもそれぞれ不用額の減額を行うため、本年3月31日においてやむなく専決処分をいたしましたものであります。

以上、2議案につきまして一括その概要をご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご承認いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

以上であります。

議長（渡邊正策君） 以上で説明が終わりました。



これよりただいまの2案件について一括質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております2案件につきましては、精査の必要がありますので、会議規則第39条第1項の規定により、別紙議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

---

日程第14 議案第28号 平成26年度田上町一般会計補正予算（第1号）議定について

議長（渡邊正策君） 日程第14、議案第28号を議題といたします。

提案者、佐藤町長の説明を求めます。

（町長 佐藤邦義君登壇）

町長（佐藤邦義君） ただいま上程になりました議案第28号 平成26年度田上町一般会計補正予算（第1号）議定につきましては、歳入歳出それぞれ6,488万円を増額し、歳入歳出それぞれ44億6,488万円といたすものであります。

その主な内容といたしましては、歳入では国庫支出金におきましては、地籍調査事業負担金の県支出金への科目の組み替えによる減額、特別養護老人ホームあじさいの里増床に係る地域介護・福祉空間整備推進交付金の追加、アベノミクス効果の全国への波及が求められる中で、景気回復が波及していない財政力の弱い市町村が行う地域活性化に向けた事業に対して交付されるがんばる地域交付金の追加、国民生活を支える社会的基盤として導入された社会保障・税番号制度システム整備補助金を追加するものであります。県支出金におきましては、地籍調査事業負担金の組み替えによる増額、地域の実績に応じた少子化対策を進め、市町村独自の先駆的事业に対して交付される地域少子化対策強化補助金を追加するものです。寄附金におきましては、社会福祉への指定寄附の受け入れ。諸収入におきましては、地区公民館整備のための自治総合センターからのコミュニティ助成事業交付金などを追加するものであります。

一方、歳出では、ほとんどの課に関連いたしまして、4月の定期人事異動に伴う人件費の増減整理をお願いするものであります。なお、人件費以外の内容といたしましては、総務費におきましては、平成28年度から運用開始される社会保障・税番号制度システム改修に係る関連経費の追加、中店地区の子どもみこし、四ツ合、千

刈地区公民館のエアコンなどの整備のコミュニティ事業助成の追加。少子化・定住対策に係る施策の検討や、若者の結婚を促進するための事業推進などに係る関連経費の追加。民生費におきましては、歳入でもご説明申し上げたとおり、特別養護老人ホームあじさいの里の増床に係る地域介護・福祉空間整備推進事業補助金の追加、老人福祉センターのろ過器の配管部が経年劣化によりまして水漏れを起こしておりまして、取り替えが必要なため工事費の増額。衛生費におきましては、昨年度臨時的制度で設けられた風疹の予防接種が延長されたことに伴う関連経費を追加しております。商工費におきましては、本田上工業団地工場設置促進条例に基づく工場設置奨励金及び雇用奨励金の追加、平成27年1月のリニューアルオープンのため湯っ多里館改修工事設計監理業務に係る委託料の追加。土木費におきましては、がんばる地方交付金を財源とするため、川ノ下・小屋沢1号線の工事費の組み替え。教育費におきましても、がんばる地方交付金を活用した田上小学校会議室の空調設備設置に係る工事費の追加など、それぞれお願いするものであります。

以上、その概要をご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

以上であります。

議長（渡邊正策君） 以上で説明が終わりました。

これよりただいまの案件について質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

ただいま議題になっております案件につきましては、精査の必要がありますので、会議規則第39条第1項の規定により、別紙議案付託表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

---

日程第15 報告第1号 平成25年度田上町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第16 報告第2号 県央土地開発公社事業計画書及び事業報告書の提出について

議長（渡邊正策君） 日程第15、報告第1号及び日程第16、報告第2号の2案件を一括議題といたします。

提案者、佐藤町長の説明を求めます。

(町長 佐藤邦義君登壇)

町長 (佐藤邦義君) ただいま一括上程になりました報告第1号 平成25年度田上町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告につきましては、平成25年度3月議会及び専決処分においてお認めいただきました繰越明許費は、地方自治法施行令の規定に基づきまして、繰越計算書を議会に報告しなければならないことになっておりますので、提出いたすものであります。

その内容といたしましては、民生費におきましては繰越明許費の補正でご説明させていただいたとおりであります。土木費におきましては、国の平成25年度補正予算(第1号)により内定のありました社会資本整備交付金事業の本田上・横場線歩道整備工事などの関連経費でありまして、これらも平成26年度に行うため、やむなく繰越明許といたしたものであります。

次に、報告第2号 県央土地開発公社事業計画書及び事業報告書の提出につきましては、地方自治法の規定により、構成市町村の議会に報告することになっておりますので、別冊の資料を添えて報告するものであります。

なお、内容につきましては、総務課長に説明させますので、よろしく願いを申し上げます。

以上であります。

総務課長 (今井 薫君) それでは、ただいま町長がお話しいたしました土地開発公社の平成25年度の事業実績報告書と、平成26年度の事業計画予算及び資金計画の関係につきましてご報告申し上げます。

まず、平成25年度の主な事業実績でございますが、平成25年度におきましては売却の実績がございませんでした。一方、造成事業が完了しました本田上工業団地の確定測量及び看板設置工事を実施いたしました。事業費として確定測量のほうが238万1,925円、それから看板設置工事が246万3,300円でありました。また、その他新潟南蒲農協から借入れを行っている長期借入金利息が897万6,928円でありました。今申し上げました内容につきましては、事業実績報告書の中で長期借入金の利息につきましては、10ページをお開きいただきたいと思います。そこの2段目のところの収益的支出、事業外経費の長期借入金利息に確定測量、これにつきましては12ページをお開きいただきたいと思います。12ページの4段目になりますでしょうか。それから、看板設置工事費につきましては、13ページの下段に載っております。資本的支出の関連経費、それから委託料及び工事費にそれぞれ記載されておりますので、よろしく願いいたします。

結果といたしまして、17ページをお開きいただきたいと思います。下から5段目になりますでしょうか、損益計算書にありますとおり、平成25年度の経常利益はマイナスの955万8,854円となり、赤字決算となりました。また、平成25年度末における資産でございますが、公社が保有する本田上工業団地の面積は8万7,922.14平米ということで、これにつきましても22ページをお開きいただきますと、その欄に記載しております。それから、普通預金と定期預金を合わせた総額につきましては7,042万4,051円となりました。これにつきましては、15ページのほうに記載しておりますので、よろしくお願いいたします。

負債である長期借入金残高は、平成24年度末の売却収益を資金として長期借入金の元金の一部を繰上償還いたしましたので、9億6,810万円となっております。これにつきましては、ページ16ページをごらんいただきたいと思います。

次に、もう一冊、平成26年度の予算関係であります。平成26年度は、特に主要事業的なものはございません。本田上工業団地の維持管理を行うとともに、これから売却に向けて引き続き動いてまいりますので、よろしくお願いいたします。

事業計画、それから予算及び資金計画に計上されるものは、法人税や除草作業費など、全て通常の維持管理費に必要な経費でございます。

以上です。よろしくお願いいたします。

議長（渡邊正策君） 以上で報告が終わりました。

本件は、報告事件でありますので、これで終わります。

この際、議長からお願い申し上げます。各常任委員会に付託いたしました案件につきましては、会期日程に基づき最終日の本会議に報告できますように、お取り進めをお願いいたします。

以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

これをもちまして本日は散会といたします。

大変ご苦労さまでした。

---

午前10時15分 散会

別紙

平成26年 第3回 田上町議会（定例会）議事日程			
議事日程第1号 平成26年6月23日（月） 午前9時開議			
日程	議案番号	件名	議決結果
		開会（開議）	
第1		会議録署名議員の指名	14番 1番
第2		会期の決定	10日間
第3		諸般の報告	報告
第4	選任第1号	議会運営委員会委員の選任について	選任
第5	選任第2号	広報対策特別委員会委員の選任について	選任
第6	選挙第1号	加茂市・田上町消防衛生組合議会議員の選挙について	選挙
第7	選挙第2号	新潟県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について	選挙
第8		町長の所信表明	
第9	同意第1号	田上町監査委員の選任について	同意
第10	承認第2号	専決処分（田上町税条例の一部改正）の報告について	付託
第11	承認第3号	専決処分（田上町国民健康保険税条例の一部改正）の報告について	付託

日程	議案番号	件名	議決結果
第12	承認第4号	専決処分（平成25年度田上町一般会計補正予算（第7号））の報告について	付託
第13	承認第5号	専決処分（同年度田上町国民健康保険特別会計補正予算（第3号））の報告について	付託
第14	議案第28号	平成26年度田上町一般会計補正予算（第1号）議定について	付託
第15	報告第1号	平成25年度田上町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について	報告
第16	報告第2号	県央土地開発公社事業計画書及び事業報告書の提出について	報告
		散会	

# 第 2 号

( 7 月 1 日 )

平成26年田上町議会  
第3回定例会会議録  
(第2号)

---

---

- 1 招集場所 田上町議会議場
- 2 開 議 平成26年7月1日 午前9時
- 3 出席議員
- |    |        |     |        |
|----|--------|-----|--------|
| 1番 | 今井幸代君  | 9番  | 川口與志郎君 |
| 2番 | 椿一春君   | 10番 | 渡邊正策君  |
| 3番 | 有川りえ子君 | 11番 | 池井豊君   |
| 4番 | 浅野一志君  | 12番 | 関根一義君  |
| 5番 | 熊倉正治君  | 13番 | 泉田壽一君  |
| 7番 | 川崎昭夫君  | 14番 | 小池真一郎君 |
| 8番 | 松原良彦君  |     |        |
- 4 欠席議員  
なし
- 5 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名
- |        |       |               |      |
|--------|-------|---------------|------|
| 町 長    | 佐藤邦義  | 産業振興課長        | 渡辺 仁 |
| 副町長    | 小日向 至 | 町民課長          | 鈴木和弘 |
| 教育長    | 丸山 敬  | 保健福祉課長        | 吉澤深雪 |
| 総務課長   | 今井 薫  | 会計管理者         | 吉澤 宏 |
| 地域整備課長 | 土田 覚  | 教育委員会<br>事務局長 | 福井 明 |
- 6 本会議に職務のため出席した者の氏名
- |        |        |
|--------|--------|
| 議会事務局長 | 中野 幸作  |
| 書 記    | 渡辺 絵美子 |
- 7 議事日程  
別紙のとおり
- 8 本日の会議に付した事件  
議事日程に同じ



---

午前9時00分 開 議

---

議長（渡邊正策君） 改めておはようございます。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は13名であります。よって、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

本日の議事日程は、お手元に印刷・配付しておりますとおり議事日程第2号によって行います。

直ちに議事に入ります。

---

#### 日程第1 一般質問

議長（渡邊正策君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順に順次発言を許します。

最初に、11番、池井議員の発言を許します。

（11番 池井 豊君登壇）

11番（池井 豊君） 池井でございます。一般質問をさせていただきます。7月1日ということで夏真っ盛りとなるところでございますが、心はクールに、熱い質問をしていきたいと思っております。

さて、この6月で町長は再選され、6月定例会冒頭で所信表明をされたところでございます。所信表明を受けて、この中からと、また選挙中に町長が述べられていたいろいろな公約と申しましょうか、そういう中からお伺いしたいと思っております。ということですので、26年度の対応というよりは、向こう4年間の思いをお答えいただければうれしいと思っております。

まず、第1に国道403号バイパスについてです。国道403号バイパス整備促進を所信表明の第1に上げ、国・県に強く要望するとありますが、どのようなアプローチで、どのような部署にアプローチしていくのか。誰にとか誰を通じてとか、そういうふうにしていくのかというところを、具体的な内容をお聞かせいただきたいと思っております。そしてその秘策はあるのかをお聞きしたいと思っております。町長は、選挙中にもあと5年ぐらいをめぐらぬというような発言もなされていたような気

もしますけれども、そのためには相当の予算を獲得してくる必要性があると思っております。そこら辺の秘策があればお聞きをしたいと思っております。

次に、第2に生涯学習センターについてです。(仮称)生涯学習センターの建設に関し、道の駅的と表現をしていますが、具体的にはどのようなものでしょうか。また、道の駅だと要件がありまして、10キロ間隔とか、そういうふうな要件も多く難しいと思いますが、その検討に入っていますか。設置要件の緩やかな、道の駅ではなくてまちの駅というのではどうでしょうか。ちなみに道の駅というのは、実は国道7号線バイパスといいましょうか、新新バイパスの豊栄パーキングが道の駅第1号、道の駅発祥の地というふうに実はされておりまして。これは国土交通省によって登録された休憩と地域振興が一体となった道路施設、道路利用者のための1つは休憩機能、それから利用者、地域の人たちの情報発信機能、それから道の駅を核とした地域の人同士が連携する地域の連携機能という3つの機能をあわせ持つというふうな形で、全国に1,030登録されていると聞いています。

先ほども申し上げたように、10キロ間隔というような、要は高速道路のパーキングを下道にというような感覚で、国土交通省が定めているというところがありますから、ここでもし作るとすると、小須戸の花夢里の関係が出てくるのですけれども、それよりも私が実はここで危惧しているのは、加茂商工会議所が道の駅を403バイパス、加茂と田上の近く、加茂の敷地内だと思えるのですけれども、に作りたいというような形で会頭が表明していたことを危惧しております。これもし加茂で道の駅を作るということになると、ここに道の駅を作るということは不可能になると思っております。そこら辺の考え方もお聞きしたいと思っております。

また、まちの駅というのは、これ実は長岡市あたりに多く設置されていたり、福島県会津若松市にもあるのですけれども、これはトイレ、休憩場所を来訪者にということと、観光のパンフレット等が備えつけてあればどこにでも設置できる、まちの駅連絡協議会、NPO法人の地域交流センターが事務局になってやっている施設です。これについては比較的設置要件が低く、名称についてはまちの駅の理念を共有することを前提として、位置、地理的条件、運営目的などに応じて個性ある名称をつけることができるということで、まちの駅とは言っていますが、山の駅であったり、海の駅であったり、川の駅であったりとか、そういう名前と同じようなまちの駅共通のロゴを使って、そこをトイレの休憩とパンフレット等が置いてある情報発信にというような形でつくられているものです。

そういう意味で、町長のここの所信表明で言っている道の駅的というのは、どの

ようなものなのか、そこをお伺いいたします。

続いて、第3番目の質問ですが、少子高齢化対策についてです。ここで町長は所信表明の中で、人口の減少から人口の増加につながる施策を推進していきますとあります。町長はたびたびハード事業等々は総合計画に書かれているとおり、着々と進めていくというふうな話をしていきますけれども、総合計画やマスタープランでは人口増加ではなく、人口減少を緩やかにする計画を立てています。町長の考えの中で人口減少を緩やかにするということから、人口を増加に転じる方向になったというふうに理解してよろしいでしょうか。また、人口増加に対するイメージ、どの時点から見てどのぐらいの増加というふうな形で見ているのか、そこら辺をお聞きしたいと思います。

第4に、高齢者福祉についてです。高齢者福祉のところで民間事業者とタイアップしながら、介護サービスの充実を図っていきますとというふうに述べています。民間事業者とはどのような事業者とタイアップを考えているのでしょうか。ということは、例えば加茂の平成園のような行政主導で作るような高齢者福祉事業は、町単独では進めないというふうな理解でよろしいのでしょうか。そこら辺をあわせて質問したいと思っております。

それから、町長、通告にはないので答えていただかなくても結構なのですが、本日午前8時過ぎに集団的自衛権の行使容認についての閣議決定がされました。くしくもきょうの新潟日報にも各市町村長の考え方が紹介されていました。佐藤町長は、その問いに対して三角と丸というような形で、ちょっとしたコメントが載っていて、非常に理解しにくいところもあったのですが、もしお答え可能であれば、町長の集団的自衛権の行使容認に対する、今の閣議決定されたことについての感想等々も含めたお考えをお伺いできれば幸いです。これについては答えていただかなくても結構でございます。

以上で質問を終わります。

(町長 佐藤邦義君登壇)

町長(佐藤邦義君) 今ほどの池井議員のご質問にお答えいたしますが、最初に国道403号バイパス整備促進に関する国・県のアプローチの仕方等に秘策があるのかというご質問であります。以前にも同様な質問をいただきお答えしているところでありますが、正直なところ特別な秘策はありませんが、今までも県の公共事業については関係市町村で整備促進期成同盟会を組織いたしまして、事業の早期完成を目的に事業計画を定め、予算づけや整備促進の要望を新潟県当局あるいは関係議員に要望し

てきております。また、町長としては早期完成に向け、今後も今まで同様、積極的に県当局、あるいは関係省庁に出向きまして、予算づけや事業促進について要望する所存でありますし、幸い私が新潟県の道路整備協会会長並びに道路整備促進期成同盟会全国協議会の副会長の役職にある関係から上京する機会も多く、その際においても国の関係省庁、特に国土交通省の道路局の局長並びに部長、その他の関係者、そして県は土木部長をはじめ関係者に対して同様の要望を行ってききましたので、今後もそういうことで強く要望してまいるということであります。

いずれにいたしましても、国道403号バイパスの早期完成は、当町の産業経済の発展の活力と魅力あふれる地域づくりを構築するためには、大きな役割を果たすものとしまして、地域住民の期待も大きいことから、事業関係者にも強く要望しているところであります。

次に、(仮称)生涯学習センターについてのご質問であります。今年度に入り、副町長をトップに関係職員を中心とした生涯学習センター基本構想検討委員会を立ち上げています。関係施設の現状把握をはじめ、施設の建設に向けまして補助金などの調査、それから財政シミュレーション、施設へのアクセス整備、にぎわいの創出、それから既存施設の有効活用などの観点から検討してまいります。現在の段階では既存の原ヶ崎交流センターの有効活用を図るため、生涯学習機能を持たすことが可能かどうか、それからあるいは現在の(仮称)生涯学習センター予定地には、にぎわいと交流の拠点として期待される国道403号バイパスからのアクセスが可能かどうか、それから道の駅としての登録をするために何が必要か、どのような補助事業があるかなど、さまざまな方向から検討しているところであります。

したがって、道の駅的の的とは、いわゆる道の駅としての要件を全て達成できるか否かの検討も必要となりますし、場合によっては議員ご質問のように、設置要件の緩やかなまちの駅に変更となるかもしれませんが、いずれにいたしましても、早い時期に方向性を取りまとめまして、秋ごろには議会にお示ししたいと、こう思っておるところであります。

次に、少子高齢化対策についてのご質問であります。議員のお話のとおり、総合計画における将来人口推計として人口は緩やかに減少していくという、これは推計しておりますが、また国立社会保障人口問題研究所から公表されております将来人口の推計は、日本創生会議人口減少問題検討部会分科会の報告からも、日本の総人口及び田上町の人口は減少していくと推計されております。そのような状況の中で、現在の人口を維持していくためには、どうしても増加させるぐらいの意気込み

でなければできないと考えております。その意気込みを所信表明においてお示しさせていただきますところであります。

それから、最後に高齢者福祉についてどのような事業とのタイアップを考えているかのご質問であります。まずは来年4月開所が予定されております社会福祉法人ごまどう福祉会の運営する特別養護老人ホームあじさいの里の50床増床によりまして、介護施設整備の充実が図られます。それ以外に町内にも介護サービス事業者としましては、社会福祉法人である田上町社会福祉協議会やあるいは医療法人といった非営利法人のほかにも、株式会社等の営利法人などの数社がもう既に事業活動されております。これら介護サービス事業所と町の包括支援センター職員などで実は構成されております情報交換会を年に2回ほど開催しております。この会議においては、地域の課題の把握あるいは情報の共有、関係者によるネットワークの構築を図ることによりまして、各事業所とともに町の介護サービスの質の向上に取り組んでおります。

さらに、団塊の世代が75歳以上に達する2025年問題が迫っておりまして、今後ますます増大が見込まれる介護サービスの提供体制に向けた研究が必要と感じております。

改めて集団的自衛権についてのご質問であります。きょうの新聞でも報道されましたので、電話での質問でございましたので、私本来であれば外交とか防衛というのは国の問題でありますけれども、そういう質問でございましたので、最近の新聞報道、マスコミの報道から判断したのであります。やはり一つは国会においては十分な論議が尽くされていないし、国民に対してもそれら十分な説明がなされていないという返答をいたしました。閣議決定につきましては、これは私の私見でございまして、田上町の例をとりまして、田上町でも執行側がある程度の考えを示して議会にお諮りをして、是か否かというのが普通だろうと。そういう意味ではもし与党側が一致したということであれば当然閣議決定をして、議会の場で論議をするのが筋だろうと、そういうことのお答えをしておいたわけでありまして。

以上であります。

11番（池井 豊君） 2回目の質問をさせていただきます。

まず、国道403に関してでございます。県の土木や国交省の道路局に陳情、要望活動をしているということですが、これ具体的に県の土木局や国交省の道路局に年に何回ぐらい要望活動をしているのか、ちょっとそこをお聞きしたいのと、実は私が一番危惧しているのは、ここに来て危惧しているのは、新潟市の工事の進捗

状況なのです。新潟市長とはどのような話を持たれているのか、新潟市のほうが私は今おくられているというふうに認識していますけれども、新潟市としても新潟市の外環道路の完成という意味では、市長の公約としてつくらなければならないバイパスであると認識しております。そういう中で新潟市長との話し合いはどのようになっているのか、2回目の質問でお伺いいたします。

それから、道の駅についてです。状況はわかりました。基本構想検討委員会の中でさまざまなことをやって、道の駅の登録要件を調べているということですので、ぜひよく検討してもらいたいと思っています。

そこで先ほどの答弁の中でもちょっとあったのですけれども、最近の発言の中で生涯学習センター的な建物だと補助金は出ないけれども、道の駅的な建物だと補助金が出るやに聞こえるような発言があると思うのですけれども、その検討はどこまで進んでいて、私の認識、それでいいのか、生涯学習センター的な建物だと補助金が出なくて、にぎわいの交流の拠点である道の駅的な要素を入れると、何らかの補助制度があるというふうなところまで研究が進んでいるのか、お聞かせいただきたいと思っています。

それから、先ほどちょっとお答えいただかなかったのですけれども、加茂との問題、質問の要旨の部分に書いていなかったのが済みませんけれども、加茂との問題、どのように町長捉えていますか。加茂市としてそういうような話は全然一切公式には出てきていないのですけれども、加茂の商工会議所の決議ではないでしょうけれども、会頭の話として、道の駅を加茂に作りたいというような話があります。そのような話を受けて、町長はどのようにお考えでしょうか、お聞かせいただければと思います。

3番目の人口減少から人口増加にということで、町長は人口増加の意気込みでこれから取り組むということですので、これはこれで理解しておきます。これ本当に出生率が最下位というような、非常に不名誉な記録を田上町は得たわけですので、本当に増加の意気込みでやっていかないと、本当にどんどんおくれをとっていくのではないかなと、町の存続にかかわることだと思いますので、これに関しては再質問はいたしません、そのような意気込みを示せるような施策を作り上げていただきたいと思っています。

それから、4番目の高齢者福祉についてです。私の質問がちょっと悪いのかあれですけれども、ここに書いてある民間事業者とタイアップしながらというのは、私が取った印象ですけれども、普通の株式会社みたいな、そんなところをいっぱい誘

致して田上の福祉は任せようみたいな、ちょっと他人任せ的なところを感じたのですけれども、ここは理解する上では社協だとかごまどう福祉会だとか、我々田上町と密接に関係のあるそういう民間事業者と、それプラス保明のほうにあるような株式会社が運営するようなところと、あわせてそういう全体の民間事業者とタイアップしていくというような考え方で捉えてよろしいでしょうか。

以上で2回目の質問を終わります。

町長（佐藤邦義君） それでは、今ほどのご質問にお答えしますが、最初に403号の整備促進について、新潟市とどのような交渉をしているかということですが、これまでに新潟市長とは2回話し合いをいたしまして、してきました。その後、新潟市の道路部長が直接田上町に来まして、403号の問題、特に水田一帯の問題についての新潟市の考え方が話されたわけですが、その後再度新津郷の土地改良区の理事長さんと一緒に、ある会議の中で新潟市長とも話したのですが、なかなか財政的に厳しいというようなことをございました。かなりの幅があるということですので、これは土木部長の話も同様でございしますが、これについては現状では進展しないというようなことで、それなりに国のほうからもやっぱり支援をしていただくというような方向を探るということで、また再度お願いをしなければ、進展しないというふうに思っておりますので、ご理解願いたいと思います。

生涯学習センターについては、キャップであります副町長から答弁をしてもらいます。

それから、加茂市の商工会議所の会頭のお話であります。話は聞きましたけれども、具体的に進んでいないということですので、恐らく田上町がここに作れば、距離的には恐らくは加茂市が作るということとはできないだろうと思っておりますので、できるだけやっぱり表明を早くして、にぎわいの町づくりの拠点にしていきたいと、こう思っておるところでございします。

それから、人口増につきましては、そういう意気込みでということですが、ご承知のように少子化対策推進室がやっとスタートしておりまして、今ニーズ調査をはじめ、仕事にかかっているわけですが、そういう長期的な見通しとやはり短期的と言いましょうか、何せ若者を定着させたいという両面からやはりやっていきませんと、成果が出ないだろうと思っております。今、少子化対策については、私のほうからも推進室に提案する準備を今しているところですが、そういうことでできるだけ効果が上がるようにしていきたいと、こう思っております。

最後の高齢者の問題で、民間事業所とタイアップというのは、今ある事業所が、

いわゆる民間と言われるのは一、二カ所、それから保明にあるの、今3カ所でしょうか、そこがいわゆる現在町も認可した場所ではありますが、これ以上民間が来たりしますと、保険料の問題がありまして、これ以上増やすというわけにはいかないの、やはり民間の事業者とタイアップをして、余り保険料が上がるようなことではないような形で、設備を充実したりしていただくようなことを今考えているわけでありまして、新たな民間事業所を呼んでくるという考えは今しておりません。やはりあじさいの里、それから社協の考えを中心に高齢者対策をしっかりしていきたいと、こう思っているところであります。

以上であります。

副町長（小日向 至君） それでは、仮称になりますが、（仮称）生涯学習センターの建設の検討の内容の、ちょっと若干ご説明を申し上げますが、現時点で補助金を探っているのが7つぐらいを想定してしまして、今町が想定している事業にかみ合うかどうかも含めて検討している状況であります。一、二点参考までにお話ししますと、直売所の併設ということについては、基本的には10分の4.5、45%ぐらいの補助金になるのですが、上限が5,000万円であったり、あるいは体育館的なもの、地域スポーツ的なものにつきますと、3分の1の補助がある。だけれども、またこれが面積の制限があったりということで、なかなかいろんな部分がありますので、これからどういうものを作るかによって方向が出てくると思いますし、一番の課題であるのは、道の駅にしようとする、403号線から直接入れるかどうかという。あの場所は4車線を想定していて、使っているのが今2車線分しか使っていないから、町側はただ遊んでいる土地なのです、道路になっていません。そういう課題もありますから、そういう課題も検討しておりますので、大体こんな形でいけるかなというのを、ある程度目安がつかましたら、議会のほうに報告しながら、一緒に検討していただければなと考えておりますので、よろしくお願ひします。

11番（池井 豊君） まず、道の駅からちょっとお話ししますけれども、町長の話にもありましたように、これいち早く表明してください。道の駅を目指すというぐらいでいいですから。目指したけれども、途中でちょっと要件が合わないのが変わったというのはありだと思っておりますので、ぜひ道の駅を目指すということで表明して、地域にちょっと元気が出るような施策を打っていただきたいと思っております。補助金の申請については、状況はよく理解したところです。

国道403についてでございます。はっきり申し上げて、私個人の考えですけれども、今回の町長の再選に関しては、ここの部分の期待というのが非常に大であったと思



っております。町長がバイパスを最後に仕上げてつくってくれるために選ばれたのではないかなというぐらい、これが町長の中の一番の重点施策にすべきなのではないかなと思っているところがございます。ですから、これ町長、本当に石にかじりついてでもどんどんやってもらいたいところですが、ちょっと私、さっき新潟市の担当者から進展していないというような報告を受けたというふうにお聞きしましたけれども、土地買収に関して難航しているという話は私は理解しましたけれども、進展していないというふうに言われるぐらい停滞しているのかと言われると、ちょっと非常に困った状況であると思います。いろんな法的な手だてもあると思いますので、これ本当に密に新潟市と連絡を取り合いながら進めてもらわないと、本当に困ると、町民としても非常に困るというふうに思っております。

そういうことで2回目のところでちょっと答えてもらえなかったのですが、県の土木に対しては年に何回ぐらい、国交省の道路局には年に何回ぐらい、新潟市にもどのぐらいアプローチしているのかというところを答えていただきたいと思っております。最後そこだけ答えていただきたいと思っておりますし、もう一度国道403にかける熱い思いを聞かせていただきたいと思っております。

それから、最後に蛇足といたしましょうか、追加になって申しわけありませんけれども、集団的自衛権の行使容認についての閣議決定でございます。これ私の個人の見解を申し上げて質問を終わりにしたいのですが、私としてもあのような防衛的な考え方は必要だとは思いますが、さりとて私の息子がそれによって徴兵制度に巻き込まれて、戦場に行くなんていうことがあってはならぬというふうに思っています。そういう意味でも国民的な納得が得られるように閣議決定ではなく、国会の場で正式に議論して決定してもらいたいと私は思っているというところを意見表明させていただいて、3回目の質問を終わらせていただきます。

以上です。

町長（佐藤邦義君） 道の駅については、いわゆる道の駅ということで準備をしていきたいと、こう思っております。

2番目の403号バイパスの要望でございますが、これ何回かというと、実は議会とも一緒に行って、正直言って国交省の事務次官あるいは道路局長ともしておりますが、私は月に1回ないし2回ぐらい忙しいときは道路整備協会に行きますので、要望書を持っていくのはそのうちの数回でありますけれども、相当数お願いしております。私が行くと403号バイパスだというのは道路局長もわかっておりますので、相当数お願いしております。県のほうはこれ既に国のほうからも聞いていますという

ことで、前の道路局長には四、五回は年をお願いをしているところであります。最重要課題だというのが県の認識でありまして、絶対に努力して完成させたいと、こういうふうに思っておりますので、毎年議会の一部も要望しているところでありますので、ご理解願いたいと思います。

議長（渡邊正策君） 池井議員の一般質問を終わります。

次に、12番、関根議員の発言を許します。

（12番 関根一義君登壇）

12番（関根一義君） 12番、関根でございます。一般質問を行いたいと思います。通告は1点のみでございますので、集中して質問をいたしますので、町長の誠意ある回答を求めたいと思います。

私はちょうど1カ月前、6月の2日でございますけれども、あのような事態が発生をいたしました。町長の道義的・政治的責任についてただしたいと思います。

さて、選挙が終わって田上町の現状についての私の認識でございますけれども、私は戦いが終わってノーサイドだというふうに思い、なおかつそうあるべきだというふうに思っておりましたけれども、しかし現状は今なお選挙戦の遺恨を引きずるような、そういう政治風土があるのではないかというふうに思っておりまして、非常に不快感を禁じ得ません。

そういう中で私がきょうここで、これから行う質問につきまして、そのような風土に似せて捉える人も少なからずおられるかもわかりませんが、しかし私は誤解を恐れず、率直に疑問をだし、そして私の意見を述べさせていただきたいと思います。

本題に入ります。町長選開票の翌日でございましたけれども、繰り返しになって恐縮ですが、町長自身が起こした交通事故及びその対応をめぐって、町民は不信と怒りを募らせていると思います。私自身も今日に至るも強い不信感を拭い去ることはできません。この種事件というのは、時間とともに風化していきます。しかし、事件の直後発せられた町民の皆さんの直感的な感性、言葉というのは、殊のほかその事件の本質を突くと言われております。そのような思いから、私は事件直後の町民の不信・怒りをマスコミの報道から改めて思い起こしてみたいと思います。

マスコミは、事件の翌日だったと思いますけれども、田上町民には責任を問う声が強いのだという見出しのもとに、町民や私たち議員の声を紹介をしておりました。若干とらえかえしたいと思います。町民の声としては、町政を続けられるかどうか、心配の声が発せられました。さらには、原因は何だったのかという声も発せられま

した。また、事故対応についての強い不信感だと思いますけれども、事故現場を離れたことは、町長にあるまじき行為だということ、信頼が裏切られた結果になったというコメントも紹介されました。あるいはまた携帯で知らせるなど、適切な措置ができなかったのか。それぐらいの余裕を持っていなかったのかということなども紹介されました。さらに、私も含めた3名の議員の声が紹介されておりました。危機管理が低かった面があったのではないかという意見と、ざんきにたえない、対応に猛省を求めるとの意見がありまして、加えて私がマスコミにコメントいたしました、みずからの職を辞するべきだということも報じられました。私の見解は今でも変わるものではありません。

町長は被害者に名前と行き先を伝え、すぐに戻るからと、現場を離れたと言っています。こうした行為。すぐには戻れず、被害者によって警察に通報された行為。この2点が私は今回の町長の交通事故に対する対応の核心点だと思います。町長としていかなる理由があろうとも、断じて許される行為ではありません。正常な判断ができなかったのか、あるいはまた現場を離れなければならない事情が町長自身の中にあったのか、その真実が問われていると思います。

一方、こうした状況の中で一部のマスコミでありましたけれども、事故の翌日報道されましたけれども、今回の事故について警察が立件しない方針だという報道がなされました。私はこの報道の真偽を確かめることはできませんけれども、コメントは避けたいと思いますが、この報道の真偽についてクエスチョンは拭い去ることができません。一部ではこの報道をもって事故対応の責任はないのだとする見解があります。しかし、私はこの見解にはくみしません。

さて、事件後の経過について見てみたいと思います。私は誠意を持った対応がとられてきたかということ、そうは思われません。とりわけ記者会見及び議会初日の謝罪挨拶及び所信表明でも、町民への説明責任が果たせたとはいえ思えません。

もう一点申し上げておきたいと思います。町民に対するおわび文の配布について申し上げたいと思います。おわび文が裸のまま「きずな」に挟まって配布されました。区長を通じて組長配布です。この行為が果たして誠心誠意反省をし、信頼を得るために最善を尽くすのだという、そういう行為でしょうか。私は不誠意そのものでしょうということ強く申し上げておきたいと思います。内容もさることながら、余りにも形式的だということを上記申し上げておきたいと思います。町民は、今議会の議論を固唾をのんで注目しております。私は事故の真相をただし、事故原因、対応責任を問う立場から、次に何点かの質問をいたします。公職に身を置く町長自身が

起こした事故究明ですので、謙虚にして誠実な答弁を求めたいと思います。

質問1番、事故の原因は何ですかということです。事故の原因というのは、その背景にあるもの、内面的なものにあるものにさかのぼる場合、本人しか知り得る者はありません。みずからがどのように捉えておられるのでしょうか、お聞かせ願いたいと思います。

2番目、事故現場をなぜ離れたのですか。繰り返し説明をしているのだというふうに言いたいのだと思いますけれども、この間言われているようなことは説明にはなっていません。町長の職務上、事故現場を離れるということはある程度と考えているのかということ強く求めたいと思います。私は、道交法違反だということまでなかなか行き着かないのかなという感想を持っていますけれども、しかし町長自身が町の交通安全の指導的立場である町長が、このような行為をするということは、道交法軽視も甚だしいというふうに思います。

3番目、事故の警察への通報義務、個別的にはこうこうこういう場合、通報義務があるよということは道交法72条に定められていますけれども、それはさておいて、町長自身が事故通報をしなかったのはなぜですか、お聞かせ願いたいと思います。繰り返しになりますけれども、事故現場を離れたり、被害者によって通報されたという、こういう二重の行為は、道交法72条に違反するに値するというふうに私は思います。

4番目、町長はこの事故に関しまして、町民の信頼を損ねたというふうに言っておられますけれども、私はどのようなことをもってそのように言われているのか、そのことが私には伝わってきません。何が町民の信頼を損ねたとお考えですかということをお聞きしたいと思います。

以上、4点質問させていただきますので、町長の回答をいただきまして、さらに議論を深めさせていただきますので、よろしくお願ひします。

1回目の質問を終わります。

(町長 佐藤邦義君登壇)

町長(佐藤邦義君) ただいまの関根議員の交通事故の原因等のご質問にお答えする前に、改めて今回の交通事故並びにいわゆる報告義務違反等を犯したことにつきまして、町民の皆さん、議会に対しまして、改めておわびを申し上げたいと思っております。大変申しわけございませんでした。

それでは、最初の事故の原因は何か、みずからがどのように捉えているかというご質問であります。これ警察のほうに、取り調べの中で話をしたことを超えるこ

とが余りできませんので、警察のほうに述べた件でございますが、1件目の川船の工業団地の丁字路交差点での事故の原因は、議会初日でも少し申し上げましたが、丁字路交差点での前方の車の進路が左折であろうという思い込みがありまして、私はやや右側路線に寄りまして左折をしました。しかし、前方の車が右折したため、会社の車の右後部ドアに接触をしました。前方の車が左折するだろうという私の思い込みは、夜勤で帰られる社員がほとんどが左へ回っていくということでもあります。ただ、その場所が少し、いわゆる地盤沈下を起こしまして、少しこうなっているので、大概の車がやや右回りに曲がるというの、私も毎日通っているわけですので、そういうことで少し右寄りに行くというのが普通のあり方でございます。そういったことが、思い込みがありましたので、前方不注意が事故の原因であったと、こういうふうに思っております。

2件目の事故は、急いでいたことと、最初の事故で気が動転してしまっていて、商工会協の国道403号バイパスの交差点を左折する際に、ハンドル操作を誤りまして、左側の道路の縁石に接触いたしまして、慌てて右ハンドルを切った際にブレーキとアクセルを間違っしてしまいました。そういうことで水田に落ちてしまったということでもあります。

次に、事故現場をなぜ離れたのか、町長の責務上・職務上、事故現場を離れることはあり得るのかというご質問であります。これ前方の会社員の車に接触した後、その車を確認したところ、大きな破損になっていないということを軽率に判断してしまいました。お互いにバックをしまして、左側に車をつけたわけですが、その時点で田上町の町長ですが、急用で急いでいるので、すぐ戻りますから、ここで待っていてくださいと相手に伝えまして、その場を離れてしまいました。現場を離れることは本来あってはならないことではありましたが、急いでいる気持ちと、事故を起こしてしましまして、気が動転してしまつたためだと、こういうふうに思っております。幾らすぐ戻るからと相手から承知してもらったとはいえ、事故現場を離れることは、交通事故の処理に対する私の認識の甘さであると、深く反省をしているところであります。

次に、事故通報をしなかったのはなぜかというご質問であります。これは車の軽い接触事故と甘く判断したためでありまして、当選証書付与が数分で終わるということで、すぐ戻れるというふうに判断をしてしまいました。すぐ戻って事故の対応をすればよいと思ったのは、私の本当に軽率な判断でございました。

最後に、町民の信頼を損ねたと言っているが、何が信頼を損ねたと考えているか

とのご質問であります。交通安全について常に町民の模範にならなければならない立場であり、交通事故のない町にしていきたいと訴えてきたのが第一であります。本来、事故を起こした際には警察への報告義務があるにもかかわらず、結果として警察への報告を怠ってしまったということでありまして、何といたってもあってはならないことでありました。また、町民の名誉を大いに傷つけてしまったことで、信頼を損ねたというふうに思っておるところであります。

以上であります。

12番（関根一義君） 再質問させていただきたいと思いますが、町長、町民の信頼を損ねたというのは、事故現場を離れて、町長もおっしゃっていましたが、被害者に通報された行為。これはいかなることを言おうとも町の名誉を傷つけたことになるのではないのですか。ここが町長がこれから4年間、ある意味では針のむしろの上で町民の信頼を勝ち取らなければならない核心点ではないのですか。町長の思いを聞かせてください。

原因究明の話も私もしましたし、町長も答えてくれました。現象的なことを私は申し上げているつもりはありません。原因を究明し、事故の再発を防ぐという、そういう場合、今回のこれとは若干違いますけれども、一般的には真摯に事故の背景にあるもの、何があるのだろうということ。それから、当事者の内面的な要素、これに迫ることを通じて対策が可能となるのです。私は、この一般的な法則をこの事故に適用しようとは思いませんけれども、ここのところは核心点ではないのですか、原因究明をするに当たっては。何かまだ胸の内につかえているものがありはしないかという思いで聞いております。

事故の対応に不信を示すのは、なぜそのような対応をとったのか、これまたその内面が問われるのです。町長としての職務があった、当選証書を受け取らなければならないなどなどというのは、町民が不信を持つ当事者の内面が語られておりません。いかがですか。これでは町民の信頼回復にはつながらないと思います。町長は一連の、この1カ月間の経過の中で、町民から納得が得られたとお考えですか。お答えください。

ところで、町民の間ではいろいろなことが、まことしやかに話されております。ある意味ではプライバシーにかかわること、町長の名誉にかかわることなどが含まれておるようでありますから、私はここでその事実か否かを問うことはいたしません。しかし、重ねて伺います。もう一度お答えください。現場を離れた理由、通報しなかった理由、正常な判断が欠落した理由、これらが減省していると思いま

すけれども、町長の反省の思いを再質問いたしたいと思います。

以上、大きく言って3点再質問いたしましたので、町長の見解をお聞かせください。

町長（佐藤邦義君） 最初の質問でございますが、町民の信頼を損ねたことに対してで  
ありました。1つは、被害者に通報されたことで、内面的な要素に何かあったのでは  
ないかと、こういうようなことでございましたが、正直言って先ほど申し上げまし  
たように、大変町長であるという立場で接触事故を起こしたことに對して、大変  
動揺をいたしました。それから、私がおりて見たところが、大した損害ではないと  
いう、大きな事故ではなかったということで、本人にお話をしたところが、いわゆ  
る非常に軽率な判断でございました。そういったようなことで、急ぐということ  
でありました。実はこの日は当選証書を受けた後に、記者から約1時間ちょっとぐら  
いのインタビューというのが予定されておったということで、大変そのことも気にな  
っておりまして、普通のインタビューではありませんでしたので、ちょっとその  
ことが気になっておりましたので、急いでいたということが大きな理由であります。

この辺あたりが実は警察のほうの調査でも、かなり長時間にわたりまして質問を  
受けたところでありますが、今関根議員は口には言っておりませんが、そのほかの  
理由が何かあるのではないかとということで、疑いで質問をされておりますが、実は  
警察もその辺が一番の大きな原因でございまして、調査の中では最初にアルコール  
検出はすぐされて、アルコールは検出されないというふうなことであります。そ  
の後尿検査をされまして、尿検査はとっただけでありまして、あとその後科学調査  
というのでしょうか、そこで検出されたところによると、私が1日の晩に飲んだ通  
常服用している2錠と、それから週に何回か引用しているいわゆる睡眠導入剤とい  
うのが、3つの薬の結果が出てきたということになりました。

このあたりが恐らく町民の方が薬か何かではないかというふうに、大変関心が高  
いところだろうということは十分承知であります。ようやくにして先週の土曜日  
にいわゆる調書がまとまりまして、これまでの、そこまで言っているかわか  
りませんが、正直に申し上げます。約20日間以上の調査、それから関係者の調査、  
全て調書を再確認をいたしまして、検討をいたしました。科学調査というのを初めて見  
ましたけれども、調査の中で科学調査がされて、皆さんが半分懷疑を持っている薬  
の影響ということは、判断することには至らないと、通常の範囲であったと、こ  
ういうようなことで調書に判子を押しました。そういうことで検察庁に送りますとい  
うことでございましたので、私はそのとおりだろうと思っておりましたので、納得

をいたしまして、判子を押して、それで警察の取り調べは終わりということになりました。

こういったようなことで、そのことでかなり関係の方からの、私の選挙期間中の動向とか、あるいは1週間の選挙期間、その前後、それらについての健康状態がどうであったかというようなことが主に調査になりました。そういったことから総合的に判断して、今回の事故はやはりやや疲れていたようだということになって、結論としてはそういうことになって、検察庁に送られると。検察庁のほうでいわゆる判断されるということの報告を受けました。

そういったことで、原因は先ほど申しあげましたような、私の前方不注意とかそういうことも当然ありますし、そういった部分も含めまして、実はそういう結果になったということで、検察のほうに送られた。

現場をなぜ離れたかとかということにつきましては、これまで再三申しあげてきて、警察にも申しあげたとおりでございますので、それらはこれまでどおりでございますので、大変気が動転したというようなこと等、いろんなことを考えると、大変気が動転しまして、なかなか判断ができずに、とりあえずは待っていてくれと、こういうようなお願いをしたわけではありますが、そういうことで道路交通法72条に、いわゆる交通事故を起こしたときの報告義務違反というのがあるわけではありますが、それを怠ったことは、私としては大変安易に、戻って話をすればいいというようなことがあったものですから、怠ってしまったということで、大変申しわけなく思っているところであります。

以上であります。

12番（関根一義君） いろいろ町長答えていますけれども、私は納得できないのです。町長はやっぱり核心点からずれているのです。町民が何に対して不信を強く持ったのかですよ。私が何に対して不信を強くしているのか、ここのところはなかなか町長の答弁の中では伝わってきません。マスコミは全国放送をしたのです。こういう言い方はマスコミに対して大変失礼かも知れません。ある意味では興味を引くような内容として、言葉を悪く言えばおもしろおかしく、不適切な表現かも知れませんが、マスコミに対して、かもしれませぬ。全国放送が流れた、その後町民はごくわずかな方だかも知れませんが、町外の方々や県外の方々にやゆされるような発言にさらされているのです。だから町長の責任を問うというのは、私はこの自覚だと思うのです、この自覚。町長みずからが町の名誉を傷つけた、非常に抽象的ですよ、こういう表現というのは。行為がある場合、何に値するのかと



いうことをもっと深刻に、真剣に考えてほしい。私はそういうふうに思います。

釈明すれば、弁解すれば、いろんなことが言えると思うけれども、そこからさらに発展させて、さらに反省の念を深めて、到達すべきところはそこだというふうに私は思います。

きょうの答弁を聞いておりましたが、大変失礼ですけれども、現在の町長にはみずからが町の名誉を傷つけたという、その重大さの認識に欠けているのではないのでしょうか。ここに至って私は再度申し上げたいと思います。町長は道義的・政治的な責任は、私なりのけじめをつけたいというふうに言っていますけれども、それはぜひそうしてください。私は、この道義的・政治的な責任の町長自身のけじめというのは何か、町長みずからがみずからの判断で職を辞するという、そういう判断以外ないのではないですか。

強く求めて質問を終わりたいと思います。

町長（佐藤邦義君） 町民に対しまして、信頼を損なったということにつきましては、これ以上の言葉もございませんが、本当に申しわけないと思っておりますが、その自覚とかそういうことにつきましては、私としては最大限これに対しては、やはり一つは検察からの判断も受けてというふうに、議会のほうからの進言もあったわけでありますので、そのところでしっかりとした対応をしたいと、こう思っております。

関根議員が強く言っている職を辞するというようなことも一つの方法ではあると、これはいろんな方からも言われております。辞するという方法もあるし、やはり大変大勢の皆さんからご支持をいただいたので、やはり公約をしっかりと実現して、町のためになっていくのも一つの方法であると、こういった話も多くの方からいただいておりますので、いずれにしてもあと一、二カ月かかるそうではありますが、その結果が出た段階で、改めて議会のほうに提案をいたしまして判断をしていきたいと、こう思っております。

やはり選挙中の公約を実現するということが、四千五、六百人の大勢の皆さんから支持をいただいたので、それに応えることが一つのこれも私の責務だろうと考えておりますので、どうぞご理解をいただきたいと思います。

以上であります。

議長（渡邊正策君） 関根議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

午前10時11分 休 憩

---

午前10時25分 再開

議長（渡邊正策君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、2番、椿議員の発言を許します。

（2番 椿 一春君登壇）

2番（椿 一春君） 議席番号2番、椿です。先ほど同僚の関根議員からも町長の事故についての質問がされたわけですが、首長は町のトップであります。決して誰もがなれる職ではありません。人間性・人格・人望・リーダーシップ・責任感、そして町民の模範となる行動・態度、本当に周りから注目される職であります。ゆえにこの田上町の顔であります。

今回、交通事故後、町民もしくは県内、ほかの市町村、そういったところでいろいろ私も会う機会があるのですが、私が田上町の町民とわかると、「ああ、あの町の町長、大変ですね。」と必ず言われます。自分自身何度も何度も同じようなことを言われ、恥ずかしささえ覚えます。また、インターネットの事故動画で出ているのですが、再生回数が3,400回にも及んでいるのです。これだけこの事故についていろいろな方が注目していることであります。物すごく関心を持たれております。先日も新聞で、こんな首長でよいのかという記事も出ております。町長、もっと世間の声に耳を傾けてください。

先日のニュースでは、都議会議員のセクハラやじで世界から注目を受けました。先月は当町の首長が全国的に有名になり、またその翌週の報道番組で全国のお騒がせニュースベスト10に上った、まれに見る騒動であります。やはりそれは一般の人が起こしたことでなく、首長だからこういったお騒がせニュースベスト10に載るような事態であります。まずもって、最初なのですけれども、歩道を飛び越えても事故による体のけがなく、また他人を巻き込むような人身事故でなかったことが、幸いなことと思います。現場の付近では、田んぼへ飛び込んだすぐ脇には立派な道路標識の鉄柱が立っております。あと数メートル、一步間違えれば死亡事故に発展したこともかもしれません。それだけ危なかった事故と思われれます。

この事故後、町民やほかの市町村から、この議会の動きについても物すごく関心を持たれております。先ほど私、町民の声はそのまま伝えていきますので、ストレートな言葉がいっぱい使われているかもしれませんが、その辺ご了承ください。

町民の多くの方が、町長の行動に、なぜ、町長のくせに、首長がとる行動でない、怪しい、酒が残っていたのかとか、町長に対し大変失望した言葉が多いです。一番

問題視しているのは、第1の接触事故後の対応です。その事故は町長自身で理解できていることなのでしょうか。普通の人であればこんな行動でしょう。衝突した被害者へのけがの確認、速やかな警察への通報、被害者への誠意あるおわび、こんなことが自動車学校での指導を受けたり、一般の常識人として当たり前の行動と思います。また、このような当たり前の行動をとっていれば、田んぼへ飛び込む第2の事故は起こっていなかったでしょう。そして、全国のテレビニュースにはなっていなかったと思われまます。また、私自身このような一般質問もしていないと思います。

事故を起こした以前の町長には、私自身も首長としての敬意を持っておりましたが、報道によると当選証書を受け取るために急いで役場へ行かなければならず、やむを得ずその場を離れたと言われています。町長なら事故だから時間を変更してくれとの連絡で、職員の方がなぜそれを否定するようなことがあるのでしょうか。

次に、新聞の報道の内容なのですが、選挙で町長に投票した主婦です。「体調を崩して入院したと聞いた。町政を続けられるのだろうか。原因が何だったかも含め、今後が気がかりだ。」会社員、女性です。「事故を起こしたのは仕方ない。その場を離れるのは町長にあるまじき行為。4,000票を超える得票で当選した翌日に信頼を裏切る結果となったと思う。」という声があります。先日、町民の方から電話で言われました。親御さんが子供から言われたそうです。「議会で町長をやめさせる方法はあるのですか。」という質問でした。

こういったことがありまして、そこで質問です。1件目の事故の町長のとった行動について、適切な行動だったとお考えでしょうか。子供たちにどのように説明しますか、お答えください。

それから、2つ目の質問ですが、町長の名刺、選挙のときの印刷物にも書かれていた役職があります。これ403号線を早期に実現するためにいろいろ今ついているすばらしい役職なのですが、新潟県道路整備協会会長並びに道路整備推進期成同盟連合会全国協議会副会長、こういった職についておるのですが、他の会員より退任の進言とかはありませんでしたでしょうか、お聞かせください。

3つ目の質問ですが、おわびの文の公費・私費の問題についてですが、町民は、個人の事故であるゆえに郵便等で各世帯に届けられると思っていたようです。地区の回覧板というのは個人的な内容は入れられないのに、「きずな」で一緒に配布というのは公私混同であるという、かえってまた怒りを招いております。新聞の記者の質問の中で、公費で対応するのかという質問に対し、ご自身で、なぜ検討するというのではなく、私費で対応すると即答できなかったのはなぜでしょうか。

4番目の質問ですが、辞職は考えているのかということに対して、大変大勢の町民の負託を得たので、信頼に応えるようしっかりした町づくりをと新聞に書いてあります。この事件後でも、変わらず町民の信頼が継続していると考えているのかお聞かせください。

それから、5番目の質問です。所信表明いろいろあるのですが、今後の信頼回復のために具体的にどのような行動をとられるのか、お聞かせください。

以上の5つの質問です。第1回目の質問を終わります。

(町長 佐藤邦義君登壇)

町長（佐藤邦義君） ただいまの椿議員のご質問にお答えいたします。

お答えする前に、先ほどと同様にこの事故については本当に大変申しわけないと、こう思っておりますので、改めておわびを申し上げたいと思います。

最初に、1件目の事故の行動について適切な行動だったと考えているか。また、子供たちにどのように説明するのかというご質問であります。私のとった1件目の行動は、本来あってはならない大変軽率な行動だと判断しております。また、子供たちにどのように説明するのかということですが、子供や老人の方を含めまして、全町民におわびをさせていただきましたが、法治国家でありますので、当然守らなければならないことの必要性を説明し、過ちを犯した場合はその罪を償い、今まで以上の社会貢献をすることが基本であると、こういうふうと考えておりますので、私もいわゆる行政処分が決定したら、その処分内容に対し、相応の責任を負いますし、今まで以上に一生懸命町の発展のために誠心誠意努力することを、子供たちからも理解してもらえよう努めてまいりたいと思っております。

次に、私の県道路協会あるいは全国協議会の役職の進退についてのご質問ですが、私の進退については町村会並びに町村会長に伝えました。全国町村会には町村会を通して報告するということになっておりましたので、その報告をいたしました。事故に対する猛省を肝に銘じ、今後も頑張りたいという旨の回答をいただきました。先般、町村会がございましたので、その場でも釈明をして皆さんからご理解・ご了解をいただいたところでもあります。いずれにいたしましても、これらの理事会等がありますので、その場でも説明をしておわびしたいと考えておるところであります。

また、おわびの文の公費・私費の問題についてであります。議会初日の招集挨拶で説明をさせていただいたとおりであります。私費で対応した場合、公職選挙法の寄附行為に触れるおそれがあるということから、マスコミとの記者会見の時点で

は私費で対応するとの即答ができませんでしたが、その後弁護士と相談をしました結果、私費でも問題ないとの判断から私費で対応をさせていただきました。また、「きずな」と一緒に配布をお願いした経過については、区長の役員会の席で配布のご了承をいただきまして、なお全区長、組長の皆さんに対しましては、私ごとの事故のおわび文書であるが、配布をお願いしたい旨の依頼文も添付をいたしまして、お願いをいたしました。

次に、辞職を考えているかというご質問であります。先ほど関根議員のご質問にもお答えしましたように、町民の大変多くのご支持をいただきましたので、しっかり公約の実現のために努力していくことが、私の責務であると考えております。また、多くの方々からしっかり頑張ってもらって町政を運営してほしいという激励も多くいただいておりますので、ぜひ新しい町づくりに頑張っていきたいと、こういうふうにも思っております。

最後に、信頼回復のために具体的な行動をお聞かせくださいというご質問ですが、先ほどもちょっと報告をさせていただきましたが、先週の土曜日にいわゆる2回の取り調べの後に、調書というのが作成されますので、その調書ができ上がったということで最終的に1から検証いたしまして、間違いはないということで私が判子を押したわけですが、なぜこんなに長くかかったかと、いわゆる警察の捜査官の説明では、やはり関根議員からご指摘のあったように、薬の問題のことであります。私の夜常用する2種類と、時々常用した睡眠剤の影響ですが、これらについては尿には出ておったけれども、いわゆる事故につながるという判断には至らないと、そういうことではないというようなことを報告書にも記されておりましたので、それが検察のほうに送られるということになります。行政処分が決定した後で、改めてそれら処分内容等の説明と相応の責任を負わせていただきます。また、所信表明で申し上げましたように、町民の暮らしの満足度の高い町づくりの実現のため、今回の選挙公約に基づきまして、事業の実現に最大限努力することが、私の責務であると考えているところであります。

よろしくお願いいたします。

2番（椿 一春君） 先ほどの関根議員と大体同じような回答なのですが、「きずな」の配布なのですが、私費でやると寄附行為に当たるとするのは業務上のことだからという解釈でよろしいでしょうか。業務上の事故だから町の負担でやるべきことだったのだけれども、寄附行為には当たらないから私費で出したというふうに解釈してよろしいのでしょうか。

それから、「きずな」というのは、もしこれ私費で処理したというのであれば、印刷だけだと思います。「きずな」というのは、やはり町の方々が配布するのであって、町の仕組みを使ってやるというのは、やはりこれ公費を使っているということであって、私費・公費混同と言われても仕方ないと思うのですが、もう1度なぜ私費というのと、これが業務上のことだから公金を使って本来であれば、おわびの文章を出すべきだったというふうに考えておられたのか、それとももともと私は私費でやりたかったのだけれども、いろいろあって時間がかかったのか、その辺をお聞かせください。

それから、道路の期成同盟、どういう方々が参加して構成されているのか、私よくわかりませんが、都議会の議員でセクハラやじで会派を離脱されるぐらいな、そういった重大なことから見ると、割と緩やかな協会なのかなというふうに感じます。

5番目の今後信頼を回復するために、処罰がどうのこうのというのは聞いていないのです。行政処分は行政処分で、時が来ればそれは反省して受け入れればいいことだと思うのですが、どういうふうに行動することによって、町民の今失われた信頼が回復できるかということをもっと深く回答していただければというふうに思います。

以上で2回目の質問を終わります。

町長（佐藤邦義君） 「きずな」に同時に配布させてもらったことにつきましては、実は以前に、これ最初に当選したときに町民のいろんな役職のところにもお礼文書いたことがあります。町外にも同時に出したので、そのときにも実はいわゆる公職選挙法に触れるということがたしかあったと思いますが、罰則と申しますか、そのときもたしか自費で出したような記憶があります。それはちょっと忘れておりましたけれども、そういったことで後で副町長のほうから取り決めとかそういうことについて報告をしてもらいます。

それから、役職の件でございますが、道路協会というのは、実は新潟県もそうありますが、全国の首長が組織している会議であります。民間団体ではございません。そういったようなことで、そのことは町村会、市長会が一緒になって推薦を受けて会長になるというようなことで、なお全国の副会長というのは新潟県だけではありません。北陸一帯、5県か6県の中で選ばれていくことでありまして、そういうことで副会長については、県の事務局のほうからお願いをしたわけですが、町村会では会長を通しまして、先般そういったことで関根議員にお話ししたような

形で、今後十分注意をして引き続き努力をするようにと、こういうことの回答でございました。

以上です。

副町長（小日向 至君） それでは、区長さんを通して謝罪文をお願いした経過を若干ご説明申し上げますけれども、当初私費で出そうという町長の意向であったのですが、私のほうからもしかすると公職選挙法の寄附行為に当たるかもしれないなということで、県の選管のほうにもちょっと問い合わせました。そしたら県の選管は、それに抵触する可能性が十分ありますよという話があったところが、ちょうどマスコミ報道の時期だったのです。そういう形ではあったのですけれども、いまいち納得ができない部分がありまして、逆に今度弁護士のほうに相談に行きましたら、弁護士の見解は、通勤途上でもあり、公の責任も伴う可能性もあるけれども、事故は運転者個人の過失によるものと思われるので、その責任はあくまでも運転者個人のものになるだろうという、今までの判例等の中から、私費でも問題ないだろうと。もっと逆に言いまして、謝罪文自体を公費で負担すると、逆に住民監査請求のリスクも考えられると。だから、非常に状況的にはどっちもつかずという状況でしたが、今までの判例の中からより町民に迷惑かけない方法ということで、最終的には私費という判断をさせていただいた状況でしたので、大変もう初めから私費でという判断で説明ができなかったというのは、そういう状況の調査時期だったということですので、よろしくをお願いします。

2番（椿 一春君） おわび文に関しては、いろいろな経過があったということとはとても理解できました。

それで今後のやはり信頼回復のためということが、なかなか見えない部分であります。それで先ほど町長も言われたのですが、大勢の方が今後期待して激励しているという言葉もあるし、もう一步辞職したらという、2つのやはり今、町民の中でもいろんな意見があるのです。それでやはりこの事故を起こした後でも首長の職を継続することを町民が今も望んでいることなのか、再度町民の審判を仰いではいかがでしょうかということを申し上げ、私の3回目の質問を終わりますが、答弁はあえて不要でございます。

以上です。

議長（渡邊正策君） 椿議員の一般質問を終わります。

次に、3番、有川議員の発言を許します。

（3番 有川りえ子君登壇）

3番（有川りえ子君） 議席番号3番、有川りえ子でございます。一般質問をさせていただきたいと思っております。

まず、冒頭に集団的自衛権の行使容認の閣議決定がされました。今後の日本の安全保障に大きくかかわる問題で、しっかりと行く末を見守っていきたいと思っております。なお、地方議会からは149の反対の意見書が出ているということも報道されておりました。本当に大きな問題となると思っておりますので、しっかりと国民としても議論に参加していければと思っております。

これまでお二人の議員の方から、厳しい町長の政治責任を問う質問が続いておりますが、私は4,000票以上の町民の負託を受けた町長は、これまでにない画期的な町づくりなどをしていくことによって、町民の信頼の回復をしていただきたいと思います、質問をさせていただきたいと思います。

まず、国道403号バイパスについては、田上町から新潟方面は残すところあとわずかになり、いよいよ役場前の用地をいかに活性化させるかは、田上町の行く末を左右することになると思っております。従来型の生涯学習センターのイメージにとらわれず、直売所などを併設した道の駅的な交流の図れる拠点施設としていくと所信表明もなされておりました。先ほど池井議員の質問のご答弁で、検討委員会の進捗状況というのはお聞かせいただきました。今7つの補助事業を探っているということで、2つの具体的な例もお示しいただきましたが、では今年度の目標としてはどこまで検討委員会ではやろうとなさっているのか。また、次年度にはどんな目標を持ってやっていくのか、この辺をちょっと聞かせていただきたいと思います。

生涯学習センターというものの、いろんな自治体でつくっているのですけれども、私は一昨年でしょうか、フェイスブックを導入した佐賀県武雄市の樋渡市長のことを、一昨年の12月議会で一般質問の中でもご紹介させていただきましたが、武雄市では2013年4月に、これまでの図書館をTSUTAYAで知られるCCC（カルチャーコンビニエンスクラブ）に運営を受託してもらい、書店やDVDレンタル、スターバックスコーヒーを併設し、館内はコーヒーを片手に読書やおしゃべりに興じる人であふれているそうです。オープンわずか半年で人口5万人の武雄市に、約10倍の来館者が訪れたとのことなんです。

その後、私がこの質問をするということを知り、私の友人が南相馬市で樋渡市長の講演を聞かれて、この本を貸してくださいました。「沸騰！図書館」という本です。これでは1年間たったということで、100万人が図書館を訪れたとも書かれております。また、広告宣伝効果は20億円とも言われており、市民の生活をより豊かにする



図書館というコンセプトで、新しい公共施設をつくったと言われております。この事例はかなり先進的なので賛否両論がありますが、大変注目を浴びていて、全国から視察もひっきりなしにあると聞いております。

また、別の事例というか、先日あじさい塾生でもあります私は、二本松市の道の駅安達の和紙伝承館で紙すきと、またでき上がった和紙に張り絵をしてランプシェードをつくりました。この道の駅は、愛称が智恵子の里と言って、国道4号線の上り・下り線にそれぞれ道の駅を配した広大な敷地ではありますが、スイカピアあだちにはレストランが、またふるさと村には野菜、そのほかの特産物の直売所がありました。また、ゴールデンウィークに関西に出かけたときに立ち寄ったハイウエーオアシスには、足湯の有料サービスや天然温泉までありました。交流拠点として、どんな方向性にこの生涯学習センターを考えていくのかということ、本当に明らかにしていくべきではないかと思っております。

そして、先日五明寺トンネルの愛称の公募に126点応募があり、その中最多の22点があじさいトンネルに決まったということは喜ばしいことです。この生涯学習センターというか道の駅的というか、そういう施設もぜひ町民の方、内外から公募をしていただき、皆様とともに作り上げていく施設にしていくべきと考えますが、いかがでしょうか。

ネーミングはとても大切だと思います。国道49号の西会津町に入ると、「よりっせ」という道の駅があります。その名前を見ると、素通りできずについ寄りたくなってしまいます。また、新宿にある宮崎県の物産館は「こんね」といいますが、宮崎県でいらっしゃいという意味だそうです。町を挙げて拠点づくりができるよう要望いたしますが、ネーミングやまた今年度の目標についてわかるのであればお示しいただきたいと思っております。

また、町長の所信表明の中には、外国語教育の充実についても書かれていました。外国語指導助手、アシスタント・ランゲージ・ティーチャーでしょうか、の先生方は、本当にエネルギーに指導していただいておりますが、増員のお考えがあるとおっしゃっておられますが、どの程度の増員なのかお示しいただければと思います。私も現在通信制の大学で勉強しているのですが、一番おくれをとっているのが英語です。自分の発音したものを録音したり、送信するネット環境がなかなか整わないことと、抑揚が足りないなどいろいろな指摘をされ、英語をネイティブに話すのは大変だなと感じております。まずはヒヤリング、スピーキングなどをよく行うように、今の受け身的な授業ではなくて、双方向性のあるインターラクティブな環

境を整えるべきと思いますが、いかがでしょうか、お答えください。

3番目に、森の防潮堤計画についてお伺いいたします。私は、一昨年の6月議会で森の防潮堤について佐藤町長に質問をし、町でも何か手伝えることがあれば検討するとの答弁をいただきました。私は、先日宮城県岩沼市にある千年希望の丘第2期植樹プロジェクトに参加してまいりました。今後15期までの間に、100年後、1,000年後に残る森の防潮堤を築くために、全国から集まった7,000人のボランティアの手により、6万本の植樹がなされました。植樹する丘は、津波で壊滅的な被害を受けた沿岸部に瓦れきを敷き、マウンド状にし、そこにブナやシイの木、タブの木などをまぜて植樹するものです。

このイベントも東日本大震災から4年目に入り、かなり知名度も上がってきており、今回のイベントも全て寄附金で賄われているそうです。流通大手、生保、電力会社、プラントメーカー、すしチェーン店など、多くのスポンサーには恵まれてきています。しかし、一人でも多くの人がこの植樹に携わることにより、震災の教訓を忘れずにいることになるのではないかと思います。ぜひ町からも植樹ボランティアを募ってみてはいかがでしょうか、町長の見解を伺います。

最後に、タブレット端末の活用について、少しだけお伺いします。福島県の浪江町では、平成26年度末までに全世帯1万世帯にタブレット端末を配布することを決定しました。この目的は、原発事故によって全国に分散避難している町民同士のきずなを維持することと、町からの情報発信を強化し、生活再建に役立ててもらうためです。将来的に田上町でも全世帯にタブレット端末が行き渡るような考えもあるとは思いますが、これは大きな予算がかかると思います。浪江町では復興のための予算もありますから、このような施策が行われるものだと思います。

ちょっと通告をした後に、またお調べしましたら、富山県の氷見市のほうでもタブレット端末事業を行おうとしているということをお聞きしました。こういった事業を行うには、まず実証実験が必要かなと思い、最初は議会の方々に端末を貸し出してやるのはどうかということをお聞きしようかと思いましたが、これは町長の答弁に値しないということなので、このことはお聞きしませんが、全国的に見てみますと、鳥取県日南町議会では12人の町議全員と、議会事務局がタブレット端末を貸与し、今年5月から運用を開始したともございました。それによって議案書の作成経費が削減できる、修正があっても差し換えが簡単にできるなどのメリットがあると町は言っていますが、町議の中には資料をすぐに見つけられない、文字を大きくすると資料が画面からはみ出してしまうなどと、クレームを上げているということです。

ので、議会への導入というのは質問はいたしません、今回浪江町のタブレット事業の説明会というのが二本松市と東京で、各4日間にわたって説明会が行われていた様子も私の友人が動画で送ってきてくれました。20代から80代までの参加者が100人以上集まっているように見えたが、それぞれどんなアプリが必要か、高齢者の方も本当に楽しそうに端末を使って、自分たちがどんなことができるかということ、本当に楽しそうにやっておりましたので、ITC化というとなかなかたいていことになってしまうのですけれども、タブレット端末、だんだん身近なものになってきていますので、将来的には田上町にもこういったものを活用して、町づくりの活性化につなげていけたらいいなと思っておりますが、その点に関してもし町長のご見解があればお伺いしたいと思います。

これで1回目の質問を終わります。ありがとうございました。

(町長 佐藤邦義君登壇)

町長(佐藤邦義君) ただいまの有川議員のご質問にお答えしますが、最初に仮称であります、生涯学習センターについてのご質問であります、進捗状況としては先ほど池井議員の一般質問でも答弁いたしました、現在関係職員によりまして、生涯学習センター基本構想検討委員会をこれまで2回開催しております。その検討内容については、既存施設の現状把握から、施設建設に関する補助金調査、建設にかかわる財政シミュレーション、そして施設へのアクセス、にぎわいの創出、既存施設の有効利用などの観点から検討してまいりました。現段階では原ヶ崎交流センターを有効活用しまして、生涯学習センター機能を付加して、施設として公民館を移転することができないか、また(仮称)生涯学習センター予定地にはにぎわいと交流の拠点となるような施設建設を行い、そのアクセスや道の駅としての登録にどのような条件が必要であるかなどを、実は検討しております。したがって、今後は議員が今ほど紹介されました道の駅も参考にしながら、事業が進むと考えております。

また、名称を公募でとのご意見でございますが、町民に愛される施設としたいことから、あじさいトンネルと同様に募集したいと考えております。

次に、外国語教育の充実についてのご質問であります、平成23年度より小学校におきまして新学習指導要領が全面実施されまして、5学年、6学年で年間35単位の時間を外国語活動が必修化されました。田上町では現在2名のALT、外国語指導助手をお願いして、竹の友幼稚園と小・中3校を担当しております。国レベルでは2020年、平成32年ではありますが、東京オリンピック、パラリンピックを見据えま

して、新たな英語教育が本格展開できるように、2014年度から逐次改革を推進するためのグローバル化に対応した英語教育改革実施計画というものが、実は2013年12月13日に文部科学省により公表されました。これを受けて、国では有識者会議が設置されておりまして、今年の秋には答申が出されると聞いております。

実施計画では、小学校の中学年で活動型の週1ないし2こま程度、小学校の高学年で教科型の週3こま程度の実施が今論議されております。この計画が実施されますと、現有の2名では対応できませんので、将来的に増員が必要となります。また、短期的に見ますと、現在竹の友幼稚園で既に英語で遊ぼうと、英語活動を実施しておりますが、この活動を切れ目なく、小学校の英語活動につなぐためにも、英語教育の拡充が必要であります。英語教育を教育のまち田上の目玉の一つになるよう、取り組みたいと考えているところであります。今後、国の動向を注視しながら、英語教育の拡充について具体的な検討に入りたいと考えております。

次に、森の防潮堤計画の支援についてのご質問であります。植樹ボランティアの提案につきましては、ボランティアの窓口を社会福祉協議会が所管しておりますので、社会福祉協議会と相談してみたいと考えておるところであります。

最後に、タブレットの端末の活用についてのご質問であります。議案の電子化を含めまして、タブレット端末の導入について検討したことはございません。議員のお話にもありましたように、鳥取県の日南町においては、タブレット端末を35台導入しましたが、導入経費として約390万円、その他に運用経費も必要となっております。このように実は導入・運用には多額の経費を必要としまして、当町の場合には無線LANなどのいわゆる設備投資も必要となってまいります。議案等の印刷経費と比較しますと、投資効果は低いのではないかと、こういうふうに思われます。

また、最後に、今年度の少子化対策元年としての人口減少及び少子化定住対策に取り組んでおりますが、そのための財源がまずは優先となりますので、現時点では対応は難しいと考えておるところであります。

以上であります。

3番（有川りえ子君） ご答弁ありがとうございました。

検討委員会については、今2回開催をされているということでございましたが、私先ほど質問させていただいたように、今年度の目標、どこまでやるのか、今やっていることについては、先ほど副町長からご答弁がございましたので、わかりました。補助事業についてアクセスなどを調べているということでございましたけれども、今年度どこまでやるのか、そして今後どういったことをやるのかというところ

ろを、もうちょっとお聞かせいただきたいなと思います。

これまで聞いていて感じたことなのですけれども、今まだ時期が早いのかどうかなのですけれども、どうしても町民の視点というのがまだ全く欠けているのではないかなと思っております。ちょっと先日大学の公開講座のほうで学んだことなのですけれども、「町の内発的発展」とかと、よくわかりにくいタイトルだったのですけれども、そういう発展をするためには、自分の地域の暮らしや文化や産業などを点検する。そして多くの人々が参加できる場づくりを常に考える。町民参加型であることが町づくりにすごく大切なのですけれども、今のところそういった視点がちょっと欠けているのではないかと思います。その点のところをちょっと町長にお聞かせいただきたいです。

その施設についてのネーミング、大切だということを私から提案させていただきましたが、ネーミングを公募していただけるというようなご答弁ございましたので、これは大変よいことだと思います。やはり大切な、少子化対策にも大変お金が要るところではございますが、町づくりに欠かせない交流の図られる施設を作ることによって、また町外からの流入人口も図られると思いますので、そういった視点をぜひ生かしていただきたいと思います。

先ほど武雄市のお話をさせていただきましたけれども、そこはTSUTAYAに図書館を受託していただいたことによって、すごく高齢者の方々も図書館をたくさん活用してくださっているし、子育て中のご家族、お母様やお子様たちも読み聞かせの場所もあったりとか、本当にそういうよい点もたくさん図られているということです。本当に町民の方がまず交流をして、そして町外から流入人口が図られる施設にしていかなければならないと思いますが、その中にちょっと町民の視点が今のところ欠けているなと思いますが、その点今後どうやっていくのか、少しお聞かせいただきたいです。

あと外国語教育については、今の2名の方一生懸命なさっていますが、これ以上に単位数が増えていくということであると増員、1名なのではないでしょうか、必要なのではというご答弁がございましたが、今後もそれは後押ししていただきたいと思っています。

また、森の防潮堤計画については、社協とご相談していただき、植樹のボランティアができるようなツアーというのでしょうか、そういったものも計画していただければと思います。

タブレット端末事業については、議会のほうに使うということに関しては、費用

対効果が合わないということ、わかりました。しかし、タブレット端末も本当に町づくりに生かせる、本当に重要なツールの一つとなっております。私が今使っているのはこういうタイプのものなのですけれども、なぜタブレット端末がいいかと思ったのは、あるときテレビで見たのですけれども、日本に中東の難民の方が来ていたのですけれども、その方が自分の国とスカイプで、タブレット端末で大きく自分の家族と映し合って話をしているのを見て、携帯とかパソコンというのはなかなか使いづらいところもあるけれども、タブレット端末というのは本当にとっても使いやすいものの一つになっていて、今はまだ時期尚早かもしれないけれども、本当に各家庭に1台ぐらいずつ持つような時代も近づいてくると思いますので、研究で結構ですので、今後も町づくりに生かせないかどうか、この辺のところを少しずつ始めていっていただいてもいいのではないかと思います。

2回目の質問を終わります。

町長（佐藤邦義君） 検討委員会の中身等、先ほど副町長に答弁してもらいましたが、今後の推移についても後ほど答弁してもらいますが、町づくりというか町民の視点が欠けているということのご指摘でございました。今はどこでも町づくりには住民参加ということでございますので、これも検討委員会の中でよく研究をしまして、できるだけ町民の意見を入れられるような形で検討していくようにしたいと思っております。

外国語助手の指導のいわゆるALTですが、これ国の今回の政策で5年、6年は教科型、それから4年、3年もきっと1つないし2こまぐらいは入れるということになっておりますが、いわゆる1、2年はちょっと欠落しておりますので、田上町はせっかく幼稚園で英語で遊ぼうということの実践をしておりますので、そこも田上としては埋めていきたい、そういうことでどうしても今の2人では英語助手はちょっと不足だということでもあります。この点については、教育長もいろいろな考えもあるようですが、私としては町内におられるような方で、本来であればネイティブスピーカーのほうがいいわけですけれども、私はそうでなくても英語の有能な方がおられれば、助手としてお願いするという方法もあり得るというふうに考えております。

タブレット端末につきましては、有川議員の今のご質問でも大変有効だということでございますので、私どもも今回議会にということには話はしておりませんが、いずれ研究して有効なツールとして考えていきたいと、こう思っております。

副町長（小日向 至君） それでは、（仮称）生涯学習センターの今後の予定を若干ご説

明申し上げますが、基本的にはお話しされているように、町づくりの大事な拠点になりますので、これからどういうものを組み合わせることによって町づくりになるかによって、規模も変わってくると思います。今検討しているのは、例えば6億円、例えば10億円かけた場合、財政的にどういう負担になるのだろうと、まず財政シミュレーションをかけてありますし、これからの予定としては多分今お話ししましたように、町の基本的な町づくりの施設になりますから、そこには町の特産品の販売等々も出てくれば、そういう方たちの知恵もお借りしなければだめになってくると思います。

生涯学習センター自体は、公民館運営審議会でしょうか、そういう方たちの意見も既にいただいているようでありますから、さまざまな方の意見をいただきながら、しっかりとした基本構想を作ることが大事だと思いますので、これは私の今の直感ですけれども、26年、27年度ぐらいかかるのではないかなと。そうなりますと、そこでようやく財政的にどんなものかというのが見えてきますと、具体的にいつごろ着手できるということになるのかと。ただ、幸い財政部分では健全化が大分進んでおりまして、もう五、六年たちますと、役場庁舎の建設で借りた借金とか何かほとんどなくなってきますので、元利償還の部分ではかなり楽に、今、年間50億円ぐらいあるのか。それがほとんど半分ぐらいに減ってきますので、そういう見きわめをしてからのタイミングになるのかなと思っていますので、よろしくお願いします。

3番（有川りえ子君） ご答弁ありがとうございました。

では、（仮称）生涯学習センターについては26年度、27年度ぐらいでしょうか、基本構想をしっかり作る、これは本当にしっかり作っていただかなければいけないわけですが、私からも提案させていただいたように、民間の力というのも本当に大事だと思いますので、こういったことも活用できないかどうか、こういったところも視点に入れていただければと思います。また、検討委員会が進んだ後で結構でございますので、ぜひ町民の方からも検討委員会に入るのか、また別の名前になるのか、私はわかりませんが、そういったところに本当に町民の方の意見が反映できて、本当に皆とともに作る町づくりの拠点であってほしいと、私から要望をさせていただき、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（渡邊正策君） ここでお昼のため休憩といたします。

午前11時18分 休憩

午後 1時15分 再開

議長（渡邊正策君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

最後に、5番、熊倉議員の発言を許します。

（5番 熊倉正治君登壇）

5番（熊倉正治君） 議席番号、5番、きょうの5番バッター、たまたま同じでございますが、熊倉でございます。久々に一般質問をさせていただきます。

まず、佐藤町長、圧倒的な得票で5期目当選を果たされまして、改めて祝いを申し上げたいと思います。

さて、私は今回2点にわたって質問をさせていただきたいと思っておりますが、23日の日に6月議会が招集をされた際に、町長は5期目の就任に当たっての所信の表明の中で、国道403号バイパスの整備・促進を引き続き国・県に強く要望しというのが第1番の項目になっておりました。5月の15日には、小須戸・田上バイパスの本田上工業団地から五泉・間瀬線までの間、約700メートル、供用開始したということで、残り田上分は4.4ということになっているようでありますが、従来このバイパスについては小須戸・田上バイパスの早期開通を目指した取り組みが重点的に進められてきたというふうに私は認識をしておりますが、もちろん新潟方面への早期開通を全く私は否定をするものでもありませんし、さらに推し進めていくということは必要であろうと考えています。

現在、県において取りまとめをしている県央基幹病院の基本構想、今県議会も開かれておりまして、県央から選出をされている県議の中で、県央の基幹病院の状況を質問されていた県議もあったようでございますが、こういったことでこの県央の基幹病院の基本構想が現実味を帯びているということを考えれば、救命救急医療では県央医療圏での救急搬送の完結を目指しているというふうに言われておりますし、三条総合病院、それと燕労災を統合して基幹病院を作るといような構想になっているわけでありまして、救命救急センターも併設をするということに構想の中ではなっているようでありますので、私は新潟方面ももちろんではありますし、三条市方面への三条北バイパスの早期開通も最重要課題ではなかろうかというふうに考えますし、そういった意味で加茂市、三条市にも期成同盟会もございまして、そういった中で強気に働きかけていくことが重要だろうというふうに思いますし、救急搬送にいたしましても、特に三条地域の三条市消防本部、あと加茂地域消防本部、燕・弥彦と、それぞれ県央の中では3つの消防本部の組織があるわけでありまして、収容時間が物すごく時間がかかっているということで、特に加茂地域消防、県平均



では通報から病院に収容するまでの時間が、県平均では40分ぐらいということになっていますが、加茂地域消防では48分ということで、一分一秒を争うということであれば、かなり時間もかかっているということで、病院の数が少ないのかあるいは道路状況が悪いのか、その辺はわかりませんが、とにかく収容の時間がかかっているということで、ぜひそういった意味では403号線バイパスの三条北バイパスの開通も取り組むべきというふうに私は考えておりますので、この辺の町長のお考えをまず1点お聞きをしておきたいというふうに思います。

それと大変同僚議員も交通事故対応については質問もされておりますので、かぶる部分もございまして大変申しわけございませんが、私も私なりに考えた中で質問をせざるを得ないという状況になりましたので、質問をさせていただくということでもありますので。町民の一人としてまた議員として、今回町長が起こした事故については余りにも衝撃的な出来事であり、それも連続して2回起こしているというような状況、そういった中から町民の方々からはさまざまな意見や考えをお聞きをしたという面もありますし、言われたという面もございまして。このようなことから、私としてもやむにやまれない思いで質問をさせていただくということにいたしました。

事故の状況等は、新聞・テレビなどで大々的に報道もされ、テレビのワイドショーでは県内はもちろんでございますが、全国放送もされているという、こういった事態にまで発展した経過もございまして。それとインターネット上ではかなりの書き込みや投稿もあったというふうに思います。このようにまさに大騒ぎの状態であったわけですが、事故に対する後手後手の対応のまずさ、入院によるその後の対応のおくれ、記者会見の対応、町民へのおわびの文書の対応など、問題の多い処理や対応であったと思わざるを得ませんが、どのようにこの辺はお考えなのか、お伺いをいたしたいと思います。

それと報道やインターネット上での動きなども考え合わせると、本当に私はこれ一番言いたいところではありますが、町にとって、町民にとって、大変不名誉なことであったと思います。町民には不要な心配や混乱を招いたと思いますが、このことについては町長はどのようにお考えか。また、これだけ騒がれたわけですから、町への問い合わせや電話、メールなども当然あったものと思いますが、どの程度あったものか、わかればその点もお伺いをしておきたいというふうに思います。

それと最後に、警察の捜査は先ほども言われておりましたが、終わったとされておりますが、その結果が出ないうちにご自身の責任問題をコメントできないという

ような説明もされておりますが、これだけ大きな問題になっているわけでありますから、現段階で事故を起こしたという現実を真摯に受けとめて、政治的・道義的にどう責任をおとりになるか、お考えはないのかお伺いをしておきたいというふうに思います。

以上で1回目の質問を終わります。

(町長 佐藤邦義君登壇)

町長（佐藤邦義君） 熊倉議員のご質問にお答えしますが、2番目に交通事故に対する責任のとり方というようなご質問ありましたので、交通事故を起こしたことについては、改めておわびを申し上げたいと思っております。

最初に、国道403号バイパスについての、三条方面のいわゆる三条北バイパスの早期開通も最重要課題であるというご質問であります。初めに現在の進捗状況を説明いたしますと、三条北バイパスというのは、田上町の羽生田、村松・田上線を起点といたしまして、三条市の塚野目の代官島線というのがありますが、そこまでの延長8,320メートルで全体計画がされておまして、そのうち羽生田から加茂市役所通りまでの2,840メートルが平成9年3月に竣工いたしまして、現在供用開始をしております。

残りの5.4、いわゆる5,480メートルについては、道路改良や暫定盛り土工を実施しておまして、塚野目・代官島線までのバイパス工事はある程度めどが立っておりますが、その先の区間はいわゆる都市計画道路の事業化がなされておられません。そういう状況でありますので、三条市内までの開通は相当の年月が予想されます。

しかし、三条市内までの開通は、ご指摘のように県央基幹病院の建設にも関連いたしまして、命の大動脈として必要不可欠であることから、小須戸・田上バイパス同様に、加茂市や三条市と一緒に事業関係者等に強く働きかけるなど、早期開通の要望活動をしたいと思っております。

次に、交通事故の対応についてのご質問であります。事故に対する対応が後手後手で不備ではなかったのかのご指摘ですが、事故現場を離れたことやあるいは警察に通報しなかったことは、関根議員にもお答えしたとおりでありまして、私の交通事故の対応に対する認識の甘さを反省しているところであります。また、事故後に体調を崩し、1週間ほど入院した関係もあり、すぐに対応できなかったことに対して、おわびを申し上げたいと思っております。

そこで6月9日の2時ごろ退院いたしました。その足で迷惑をおかけしました新津在住の会社員と、水田の所有者に謝罪に伺いました。翌日の6月10日の午後5

時30分から共同記者会見に臨みましたが、事故の経過と責任のとり方について、実はお伝えをし、理解をいただく予定でありましたが、警察の事故の調査が終わっていないということで、事故に関する内容を除きまして、責任のとり方についての説明をいたしました。その後、少しでも早く全町民におわびをすることがよいと判断しまして、区長の役員会の席で了承をいただき、なお全区長、組長の皆さんに対しまして、私ごとの事故のおわび文書であるが、配布をお願いしたい旨の依頼文書も添付いたしまして、6月13日に配布される「きずな」と一緒に全世帯に配布してもらいました。これが実は精いっぱい対応でありました。

次に、電話やメール等がどれほどあったかのご質問であります。昨日までの時点ではメールが19件、手紙3件、ファクス1件、電話7件であります。そのうち差出人が確認でき、返事を差し上げた方は2件であります。

最後に、現段階での事故を起こしたという現実を真摯に受けとめ、政治的・道義的責任をとる考えはないかというご質問であります。先般の議会初日でも申し上げましたとおり、6月議会で私の給与の減額条例を出す予定でありましたが、行政処分が未確定の状況で条例提案はいかがなものかとの議会からの進言もございまして、ほかでの例も参考にした結果、行政処分が決定した段階で、それ相応の責任を負うということにいたしました。いずれにいたしましても、今後は選挙公約の実現に全力を尽くし、新しい町づくりを推進し、自立した町、持続可能な町を実現することに最善の努力をすることに、全町民の皆さんのご理解をいただきたいと、そういうふうを考えているところであります。

以上であります。

5番(熊倉正治君) 403バイパスの関係でございしますが、先ほども申し上げましたが、小須戸・田上バイパスは当然のことだと思っておりますし、三条市方面への北バイパスの関係も、私も三条市の中でなかなか法線なり都市計画決定がおくれているというのは承知もしておりますが、県央基幹病院の関係からしても、どうしても北バイパスの早期整備も最重要課題だろうと思っておりますので、ぜひ今後期成同盟会もまたあろうかと思っておりますので、そういった中で運動展開をしていければと思っておりますし、ぜひそのようにお願いをしたいというふうに思っておりますので、もう一度決意のほどをお聞かせをいただきたいと思います。

それと交通事故の対応でございしますが、それぞれ同僚議員、同じようなことを聞かれておりましたので、私のほうも細かいことは申し上げませんが、私は一番問題になるのは、町にとって、町民にとって、大変不名誉なことだったというのが一番

の問題であろうと思います。あと、警察の捜査が終わらないうちはご自身の責任問題はというような話になっておりますが、町や町民にとって大変不名誉であるということ、このことは本当にどうしても取り返しのつかないことだろうと私は思います。そういった意味で町長は本当にこのような処理でよかったのか、もう一度考えをお聞かせをいただきたいと思ひますし、責任問題は警察の捜査の結果が出てからということになってはおりますが、私は今すぐでもやっぱり政治的・道義的な責任はとるべきであるというふうに考えますが、再度その辺をお伺いしておきたいと思ひます。

町長（佐藤邦義君） お答えしますが、最初に403号バイパスの北三条バイパスにつきましては、今議員ご指摘のとおりでございまして、三条市の都市計画がまだできていないということでもありますので、現段階では加茂市の下条川付近までは整備促進をするということになっておりまして、今後三条市の市長に対して期成同盟会等でもやはり話しかけて、都市計画にのせていただきまして、開通のための努力をしていただくように、再要望します。

それから、2番目に交通事故に対して、町民にとっては大変不名誉であるということのご指摘でございまして、全くそのとおりだろうと思っておりますので、不名誉であったことの挽回というのは、先ほど来申し上げておりますように、田上町の町づくり、本当に住んでよかった町にしていくこと、町の発展のために努力していくこと以外には、何としても町民からご理解はいただけないだろうと思っておりますので、まずは公約、あれだけの町民のご支持いただきましたので、その公約実現のために努力することが、何とか田上町の町民にとっての名誉を挽回する方法であると、こういうふうに思っております。

それから、今でもという話でございまして、これも議会からの進言がございましたので、6月議会には提案はしないでしまったということでございます。これもご理解を願いたいと思っております。

以上であります。

5番（熊倉正治君） 403号バイパスについては、ぜひそういったことで三条北バイパスについても運動を強力に推し進めていただきたいということ。それと交通事故の対応につきましては、何度も申し上げますが、私は今この場でもこの事故に関する現実を真摯に受けとめて、今すぐにでも政治的・道義的な責任をおとりになるほうがいいのではないかと申し上げて、答弁は必要ございませんが、私の質問を終わりたいと思ひます。

議長（渡邊正策君） 熊倉議員の一般質問を終わります。

以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

これをもちまして本日は散会といたします。

大変ご苦労さまでございました。

---

午後1時35分 散 会

別紙

平成26年 第3回 田上町議会（定例会）議事日程			
議事日程第2号 平成26年7月1日（火） 午前9時開議			
日程	議案番号	件名	議決結果
		開議	
第1		一般質問	
		散会	

# 第 3 号

( 7 月 2 日 )

平成26年田上町議会  
第3回定例会会議録  
(第3号)

---

---

1 招集場所 田上町議会議場

2 開 議 平成26年7月2日 午前9時

3 出席議員

1番	今井幸代君	9番	川口與志郎君
2番	椿一春君	10番	渡邊正策君
3番	有川りえ子君	11番	池井豊君
4番	浅野一志君	12番	関根一義君
5番	熊倉正治君	13番	泉田壽一君
7番	川崎昭夫君	14番	小池真一郎君
8番	松原良彦君		

4 欠席議員

なし

5 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名

町 長	佐藤邦義	産業振興課長	渡辺 仁
副町長	小日向 至	町民課長	鈴木和弘
教育長	丸山 敬	保健福祉課長	吉澤深雪
総務課長	今井 薫	会計管理者	吉澤 宏
地域整備課長	土田 覚	教育委員会 事務局長	福井 明

6 本会議に職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 中野幸作  
書 記 渡辺絵美子

7 議事日程

別紙のとおり

8 本日の会議に付した事件

議事日程と同じ



---

午前9時00分 開 議

---

議長（渡邊正策君） 改めておはようございます。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は13名であり、よって定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

本日の議事日程は、お手元に印刷・配付してあります議事日程第3号によって行います。

これより議事に入ります。

---

#### 日程第1 一般質問

議長（渡邊正策君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順に順次発言を許します。

最初に、1番、今井議員の発言を許します。

（1番 今井幸代君登壇）

1番（今井幸代君） おはようございます。議席番号1番、今井でございます。

まずもって、佐藤町長の5期目、昨日より一般質問、また所信表明において、403バイパスの開通促進、また少子化対策などの決意を改めて伺いました。私も、微力ではありますが、町勢発展のため協力をしてまいりたいと思いますし、ご支援をいただいた大多数の方々が事故後も変わらずに町長のこれまでのご実績を大きく評価し、また大きく期待をしております。ぜひそういった町民の皆様の思いに寄り添い、町民の皆さんの期待以上のご活躍をしていただけると信じております。

それでは、通告に従いまして一般質問を行います。今回は、竹の友幼稚園の認定こども園への移行、そして延長保育料金についてと子ども・子育て会議の進捗状況と少子化対策推進室との情報共有と連携について、そして地域の地産地消の推進についての4点について見解を伺いたいと思いますので、よろしく願いいたします。現在保育所としての認可、運営をしている竹の友幼稚園ですが、幼保一体型保育の先駆けとして幼児教育と保育を一体的に提供できる施設として他自治体からも注目をされてまいりました。本来であれば、保育に欠ける子供のみを受け入れる保育所

でございますが、欠員があれば保育状況にかかわらず、保護者の希望を酌み取り、受け入れも行っていると認識をしております。平成24年に成立しました子ども・子育て関連3法により、認定こども園制度の改善、幼保連携型については認可、指導監督の一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを与え、財政措置についても認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の施設型給付で一本化をされました。私は、田上の12カ年教育の理念を踏まえ、さらに推進していくことを考えれば、認定こども園への移行を行うべきではないかと考えております。私立幼稚園や保育所等は、意向調査や移行に伴う支援を行っている自治体も出ておりますが、当町の竹の友幼稚園は認定こども園への移行をどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

また、あわせて、移行するという事で現在検討しておられるならば、そのスケジュール等をお聞かせください。

次に、幼稚園の延長保育料金についてお伺いいたします。幼稚園の保育時間は朝7時から18時まで、18時以降の保育は延長保育となり、事前に申請が必要となっております。延長保育は、利用回数にかかわらず月額2,000円です。しかしながら、利用実績がなくとも延長保育料金を徴収されるということで、保護者の方からご相談を何件か受けました。利用実績がないのにどうしてだろうと当初不思議に思い、入園案内を確認しましたところ、延長保育、平日、土曜日午後6時から午後8時まで、延長保育の場合、次の利用料がかかります。月利用の場合、延長保育時間や日数にかかわらず月額2,000円、緊急などで月に1回しか利用しなかった場合も上記金額となりますと記載されており、次に例規集を確認をいたしますと田上町立保育所延長保育実施要綱において、第7条延長保育に係る保育料は次の各号に掲げる申込者に対し当該各号に定める額とする。(1)、第2条第1号に該当する申込者、月額2,000円。(2)、第2条第2号に該当する申込者、日額2,000円。つまり申し込みをした段階で料金徴収ということになっておりました。申込者の中で利用実績がないといったケースはどの程度あるのか、現状をお聞かせください。

あわせて、利用実績に伴った料金徴収に要綱を変更するべきではないかとも考えますが、見解をお聞かせください。

次に、子ども・子育て会議の進捗状況と少子化対策推進室との情報共有、連携について伺います。子育て関連3法により、当町にも設置をしました子ども・子育て会議は、市町村は教育、保育施設などの利用定員を定める際や子ども・子育て支援事業計画を策定、変更する際は審議会、その他合議制の機関に意見を聞くとともに、

子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況について調査、審議することとされています。当町の子ども・子育て会議の進捗状況、また現在策定しておられる子育て支援計画の策定までの具体的スケジュールなどをあわせてお聞かせください。

そして、少子化対策推進室と子ども・子育て会議は、集めたデータ、ニーズ調査や聞き取り調査など、これらの情報をしっかりと共有化を図り、効果的に事業推進をしていくべきと考えておりますが、現在の連携体制などはどのようになっているのかお聞かせください。

最後に、地域の地産地消についてお聞きします。食育推進計画において、基本目標2点のうちの1つは、「旬の野菜のおいしさを知り、しっかり食べる」です。また、総合計画においても、野菜を毎食食べる子供の割合を増やすことを目標の指標に掲げております。しかしながら、料理教室、レシピの発信、農業体験などさまざまな食育活動を推進しても、この指標はなかなか上がらない、これが今の現状であります。地産地消に大きな役割を果たす直売所も、その営業時間などの運営方法から実際に子育てをしている小さなお子さんがいる世帯が「地産の野菜を購入したいが、購入できない」というような声を多く聞いております。実際に私もよく羽生田にあります直売所に顔を出すのですが、来られている方の恐らく9割以上は子育ての大先輩方、つまりは子育てがもう既に一段落されているであろう世代の皆さん方です。子供たちへの地産地消の推進、より豊かな食生活を身につけるためにも、子育て世帯が多く集まる原ヶ崎地域などに直売スペースなどの設置も検討していてもよいのではないかと考えておりますが、見解を伺いたいと思います。

以上4点となりますが、よろしくお願いいたします。

(町長 佐藤邦義君登壇)

町長(佐藤邦義君) ただいまの今井議員のご質問にお答えしますが、最初に私のほうから地域の地産地消の推進についてのご質問の回答を先にいたしまして、その後に竹の友幼稚園等の回答は教育長が行います。

それでは、地産地消の推進の関連ですが、直売所では営業時間の関係から子育ての世代の方が地元の野菜などが購入できないとのご指摘であります。直売所のほとんどの店では午後5時までには閉店するそうですが、田上の小売店あるいは加茂にあるスーパーでも田上産の野菜を取り扱っておりまして、多くの店は午後8時ぐらいまでは営業しているそうであります。田上の複数の小売店では宅配も行っていると聞いております。このような状況から、既存の直売所及び小売店を上手に利用

していけば、早急に原ヶ崎地域に直売スペースを設置する必要は感じませんが、今後は池井議員の質問にもお答えしましたように、(仮称)生涯学習センターの建設にあわせて、道の駅的な施設の併設で地域の地産地消の対応も可能だと、こういうふうを考えておるところであります。

以上であります。

(教育長 丸山 敬君登壇)

教育長(丸山 敬君) 今井議員のご質問にお答えをいたします。

最初に、竹の友幼稚園の認定こども園への移行の考え方についてであります。竹の友幼稚園はご承知のとおり、保育所で保育に欠ける子供の入園が優先をされ、定員を割った場合、その範囲内で保育に欠けない子供の受け入れを行っておるところでございます。現行制度での認定こども園は、施設を保育部分と幼稚園部分とに分け、法的に児童福祉法と学校教育法が混在するととても複雑なものとなっておりますが、平成27年度から新たにスタートいたします新制度での認定こども園ではそれらが一本化され、教育と保育が両方受け入れられる施設となりました。竹の友幼稚園は、開園当初より幼保一元化を目指し、田上の12カ年教育の学びのスタートラインとしての位置づけを行ってまいりましたことから、教育と養護両方を兼ね備えた新制度での認定こども園の移行については、子ども・子育て会議での意見を参考に前向きな検討を行ってまいりたいと考えております。

次に、延長保育に係る保育料金についての質問であります。延長保育は就労形態の多様化に伴い、就労と育児の両立の支援を目的として、午後6時から午後8時までの間に保育を必要とする保護者に対して実施しております。延長保育につきましては、利用実績がなくても申し込みをしていると料金を徴収されるのかとのご質問でございますが、基本的に書面での届け出をもって賦課徴収をしております。したがって、延長保育の中止届がない場合は徴収することとなっております。しかし、実際には、利用実績に応じ賦課徴収を行うよう運用しております。例えば延長保育の申し込みがなされた方で、月のうち一度でも子供の迎えが午後6時を過ぎた場合については賦課徴収の対象となります。

最後に、子ども・子育て会議の進捗状況と少子化対策推進室との情報共有、連携についてのご質問であります。田上町子ども・子育て会議の進捗状況は去る6月4日に第2回の会議を開催し、ニーズ調査の結果報告や計画策定の事業量の見込みとその推計について説明をいたしました。今後は、第3回の会議を8月ころに開催し、子ども・子育て支援事業計画の中の事業量の見込みやその確保策についてなど

国へ中間報告できるよう作業を行い、最終的に3月には国及び県に計画書を提出する予定です。

また、少子化推進室との情報共有や連携につきましては、平成26年度の会議から少子化対策推進係長が出席をされており、今までの経過など第1回からの資料やニーズ調査などの結果などについて提供しており、今後も引き続き情報の共有と連携を行いながら、効果的に少子化対策を推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

1番（今井幸代君） それでは、2回目の質問をさせていただきます。ご答弁をいただいた順番に質問をさせていただきます。

まずは地産地消の推進について伺います。今ほど町長のご答弁から特段今必要性は感じていないということでありましたけれども、実際に小売店、スーパー、加茂、町内のスーパーさんや町内の小売店さんにも実際に地場野菜も売っております。しかしながら、子育てをしていらっしゃる方々が多く利用されるのはスーパーが正直多いのかなというふうに思っております。スーパーの実際に置いてある価格と直売所で置いてある価格というのは、やはり2割弱ぐらいやっぱりスーパーのほうが若干高目に値段設定されていることもありますし、そうしますと流通しております野菜と地場野菜と価格の面でそう大きな差が出てこなくなっております。実際に私護摩堂山のごまどう直売所もお邪魔をするのですけれども、やっぱり味も本当においしいお野菜が出ておりますし、価格もこの値段で、これだけの量でこのお値段というのは、いいのかなと思うぐらいのお値段で提供されております。流通されております野菜ですと、天候等によって大きく左右されるものもありますし、やはり気軽に買える環境、せっかくレシピの発信ですとか料理教室とか、食育教室、農業体験、食推さんを中心に一生懸命町のほうで取り組んでいるのであれば、実際に食べてほしい世代が集まる場所にそのまま買える、例えば幼稚園や中学校にお迎えに行かれた方がそのまま交流センターに、特に幼稚園へ行っていらっしゃる保護者の方はそのまま交流センターのほうにちょっと遊んでから帰るなんていう方も非常に多いですし、もうそもそもそこにターゲットが集まっている場所に商品があるというのはお互いにとってウイン・ウインなことではないかなというふうに考えておりますので、実態をもう少し把握をしていただいて、研究をしていただければなというふうに思います。

次に、認定こども園への移行についてですが、現在前向きな形で検討しているということで、先ほど教育長おっしゃられたように今回の新制度によって今まで非常

に複雑だったものが一本化されて、恐らく子ども・子育て会議の意見も踏まえてということですので、これから先となりますけれども、前向きに検討しているということですので、その推移を私もしっかりと見守りたいなというふうに思います。移行に合わせて保護者への説明ですとか、そういったことも今後出てくるかなと思いますので、しっかりと理解していただけるような形で保護者への説明等も行っていただければと思います。

保育料金に関して、今ほど申請書を出した段階で賦課徴収するような形態とはなっているが、実際の運用方法としては利用実績に伴った形で運用しているというふうに伺いましたが、利用実績がなくとも料金徴収されるということでご相談来ている方が何人か私のほうにいらっしゃいました。もしも利用実績に応じて運用をしているということであれば、そもそもの要綱を変更して整合性をとっていくということでもいいのではないかなと思いますが、その辺どのように考えていらっしゃるのか伺いたいと思います。天候状況ですとか交通状況、季節等によって、本来であれば延長保育を利用しなくとも午後6時までにはお迎えに行ける、けれどもそういった状況によっては6時を過ぎることもあるかもしれないといったことで、あるかもしれないということで申請を出される方もいらっしゃるの、そういった方の、もしおくれるようなことがあるのであれば念のため申請を出しておいてくださいというような園側の指導もあるというふうに伺っておりますので、そういった予防策をとっていらっしゃる方もいらっしゃるの、この辺はしっかりと利用実績に応じた賦課徴収を現在しているということであれば、それに合わせた要綱の変更といえますか、整合性をとっていただけるようにしていただければと思います。

最後に、子ども・子育て会議の進捗状況と少子化対策推進室の情報共有、連携についてですが、実際に会議に出られた方のお話を伺うと、実際にちょっとどうして自分が、「この会議でどんなことをすればいいのかちょっとよくわからないんだ」なんていう声も聞こえておりますので、委員の皆さんにこういった形で情報共有をして会議をしているのかちょっと私もわかりませんが、しっかりと町の現状や各部会を作ってそれぞれ調査研究をしていくということもあっていいのかなと思いますが、一方的な町側からの計画を出して、その追認機関みたいな形にならないようにしていただければなというふうに考えております。3月には県、国等への計画書を出せるように事業計画の策定をしているということですので、その後の進捗状況を含めて私も今後見守っていきたいと思いますし、少子化対策推進室の連携ということで、現在もう委員に入って会議のほうに参加しているというふうに今伺

いましたけれども、今回の補正予算で上がってきた少子化関連の予算の計画策定についての意見聴取等を伺うと、子ども・子育て会議のほうでニーズ調査をしている実態も見ないのにさらに意向調査みたいなところもあって、少し聞いているところが違うというけれども、しっかりと少子化対策推進室のほうも子ども・子育て会議のニーズ調査はかなり詳細なものもやっておりますし、その辺の連携、データの共有、しっかりと把握をした上で事業推進をしていただくように申し上げまして、2回目の質問を終えたいと思います。

町長（佐藤邦義君） 最初の地産地消の推進の関連につきましてですが、いわゆる子育て世代の若い保護者の皆様のご要望に応えられるようにとのご質問でございますが、直売所の実は現状もありますので、細かに担当のほうから説明をいたしますので、よろしくをお願いします。

産業振興課長（渡辺 仁君） それでは、実態ということでお話しいたしますけれども、議員の言われるとおり、時間的には早い時間に閉まってしまうというのがネックなのかなと思っております。大きなところで、先ほど名前が出ましたけれども、ごまどう直売所とかということで。ただ、火曜日を除いてはずっと10時ぐらいからもうやっているわけですから、何とか時間を見つけて買っていただくのがいいのかと思いますし、中には個人で直売所をやっていて、7時ぐらいまでやっているというところもございますので、そういったところを活用していただくのがよろしいのかなと思っております。

それと、町長のほうでもお話ししましたけれども、加茂市のスーパーに売っているというのは私もわかっていたのですけれども、値段的にどのぐらいの差があるかというのが私もわかっておりませんでしたので、その辺を調査しまして、そんなに開きがあるのかどうかというのも見たいと思っておりますので、何か私どもで情報提供できる部分があればしていきたいと思っておりますので、よろしくお話ししたいと思います。

教育長（丸山 敬君） それでは、私のほうから竹の友幼稚園関係のご質問にお答えをさせていただきます。順を追ってお答えさせていただきます。

最初に、認定こども園の移行ということでございますが、先ほど答弁したとおりでございますが、開園当初から未満児は養護を中心にして段階的に教育を入れるということで、既に竹の友幼稚園はスタート段階から実は幼保一元化を想定して、中身をそういうふうにしきちとやってきております。ただ、保育所にしておったのは、許認可の関係が非常に複雑で、その割にはメリットが少ないというような状況が見

えてきましたものですので、これは判断で保育所ということですと来ております。ただ、新たに新認定こども園という一元化された形が出てきておりますので、前向きにぜひそういう方向に検討していきたいと思っております。ただ、これを検討するに当たって、まだ国のほうからはっきりとした教員あるいは保育士の免許の問題等がまだ正確におりてきておりません。現行の制度では、保育教諭というような名称で、その資格取得の問題とか、あるいは現在保育士資格を持っていらっしゃる方、あるいは幼稚園教諭の免許を持っていらっしゃる方のどういう移行措置あるいはどんな単位を履修することによって新たな免許の取得になるのかということが実はまだ見えてきておりませんので、その辺国の動向と、これも段階的におりてきておって、なかなか全容が見えない状況があります。そういうことから、すぐ認定こども園に移行を申請するということにはちょっとまだならないのかなと、そういうふうを考えておりますが、方向としては認定こども園に向けて取り組んでまいりたいと考えております。また、子ども・子育て会議にもその辺ご議論いただいて、ご意見を頂戴しながらいい方向に持っていければと考えております。

次に、延長保育の件でございますが、私もこの園の立ち上げの段階から立場上関係をさせていただきました。ちょっとその前の保育所時代と今の状況でどういう考え方でこうなったかということをおさらいをさせていただきたいと思っております。現行、前の保育所時代は、実は延長保育時間は早朝が午前7時半から8時まで、そして延長が午後4時から午後6時、一部坂田保育所だけが夜7時まで延長をやっておりました。そして、その料金も延長保育時間が1時間未満の場合は1,000円、1時間以上2時間未満の場合は2,000円、2時間以上2,500円の月額を徴収しておりました。これが新たな竹の友幼稚園スタートするに当たってこんなふうに変更になりました。開園時間を、延長保育時間を午後6時00分から午後8時00分までとすると。結果として延長保育時間が少なくなり、保護者への負担が少なくなるという考え方です。そして、延長保育料金も午前7時から午後6時までは基本料金で、延長保育時間の午後6時から8時まで拡大をし、その利用時間に関係なく月額2,000円とするというふうに、さまざまな議論を経てこういう形でスタートいたしました。先ほど通勤の混雑ぐあいとその辺運用をということでございますが、現場の担当者にもその難しい判断をゆだねるのは非常に酷な話でございますので、一応こういう形で保育も十分サービスをするという前提のもとでこういう形でスタートをいたしました。特に延長保育の場合は、今井議員さんもお承知かと思うのですが、いつも竹の友幼稚園で土曜保育を希望される場合は必ず前月の15日まで申し出てください。なぜこ



の締め切りがあるかということ、人の手当てをしなければなりません。3交代の大変複雑なローテーションの中で職員の勤務割り振りをやっております関係から、事前に延長保育の申し込みをいただかないと、急にお願いしますと言われても保育士の手当てができません。そういうことから、事前届出制をお願いをしている経緯がございます。そういうことから、少しご不満のそういうところもあるいはあったかもしれませんが、私が承知している限りでは、直接そういう利用実績が全くないにもかかわらず徴収をしたという話は私の耳には入っておりません。隣に前園長がおりますので、もし補足があれば説明をさせていただきます。これはそういうことから今の制度になっているということをご理解していただきたいと思います。

また、開園してから既に4年がたち、これからの子ども・子育て会議でも新たな仕組みの中で保育料金あるいはその料金、国のほうからも基準の価格が明示されてきておりますので、当然それをこれからの子ども・子育て会議でも議論してまいりますので、そういう中でいろいろまたご意見を頂戴しながらよりいい方向に設定ができればいいのかなと、そんなふう考えております。

それから最後に、情報共有の件でございますが、当初少子化推進室で新たにニーズ調査をやるという話がありましたものですから、私どもが既にやっている調査を何か利用できないのかという、そういうことも相談いたしました。目的がかなり違っている部分がありまして、そういうことから新たに少子化対策推進室はまたその目的をもって新たに調査をするというようなことで、必ずしも1つの情報がそのままスライドできて利用できるということにならなかったということをご理解いただければありがたいかと、そんなふう思っております。

それから、会議の中身ですが、1回目はニーズ調査を行うそのアンケート調査の項目について委員の皆様方から議論いただきましたし、2回目はニーズ調査の結果の数字がほぼまとまりましたことから、その数字についてまず理解をしていただく、どういうニーズをお持ちなのか、どういうお考えがあるのかというのを生のその数値を見ていただきました。そういうことから、特に委員の方々からこれについてご意見を頂戴するというのは、これから第3回の会議からそれらを踏まえて田上町としてはどうあるべきかということ議論する段階で具体的に委員の皆様方からさまざまなご意見を聴取する、そういう運びになっておりますので、3回目からはきっちり焦点を絞りまして、こういう点についてご議論いただきたいというようなことをわかりやすく提示ができればと、そんなふう考えております。

以上でございます。

教育委員会事務局長（福井 明君） 延長保育の関係につきましては、現在月利用で利用されている方につきましては大体20名程度、それから緊急でという部分につきましては最大で5名程度というふうな形で聞いております。これにつきましては、延長保育の日誌をつけておまして、帰る時間だとかお迎えに来た時間を一応記載はしているのですが、その中で6時ちょうどだとか1分、2分というふうな部分がございますので、もしそういった利用していないのに徴収されたというふうなことがあれば、園のほうに申し出ていただければお調べをしてお答えできるような形になるかとは思いますが、その辺についてはよろしくお願ひしたいというふうに考えております。

以上です。

1番（今井幸代君） それでは、最後の質問をさせていただきます。

まずは、地産地消の推進というところになりますけれども、食育推進計画の数値目標も定めております。野菜を毎食食べる子供の割合ということで、策定時の平成20年ですが、中学校で54%、小学校で40%、竹の友、ルーテルさん、これで39%でした。その平成26年度の目標値として定めたのが中学校が80%、小学校、幼稚園、ルーテルさん、これは70%です。実際に平成24年度の実績がどういったものであったかということ、平成20年、田上中学校54%だったものが35%に落ち込みました。小学校も40%あったのが35%になりました。竹の友、ルーテルさんは、39%だったものが30%。非常に減少傾向にある。これだけ町のほうで食推さんを中心にいろんな活動をされているけれども、ここの数字が年々減ってきている。目標値の半分も満たないような今現状であります。この辺を鑑みると、やはり買える環境を整えるというのもやっぱり進めていかなければいけないのではないのかなというふうに私は思っております。実際に、ではこの今目標値、中学校は80%、小学校、幼稚園、竹の友さん、ルーテルさんは70%と目標値定めておりますけれども、実際に現状数値と照らし合わせてここの数字をどういうふうに上げていくのか。今新しい食育推進計画を策定している段階だとは思いますが、この辺はどういうふうに捉えていらっしゃるのか伺いたいと思います。

最後に、保育料金に関してお話をさせていただくと、保育料金の事前申請するのは全く、私はそうしていかなければならないと思っておりますし、ただお伝えしたいのは、要綱の中には延長保育に係る保育料は申込者に対し徴収するというような内容になっていると。ただ、現状としては、実績がないのであれば徴収はしないというような現在運用形態を今とっていらっしゃるというようなご答弁をいただいたの

で、その要綱をそれであれば申込者ではなくて利用者に対しというような形にして整合性をとっていったほうがいいのではないかということをも2回目の質問ではさせていただいたところですが、その辺についてのご回答をしていただければと思います。私のほうにご相談されていらっしゃる方が自分の時計では6時を過ぎていなかったけれども、園で管理している時計では6時を過ぎていたといったこともあるのかもしれないですし、非常にぎりぎり、6時を過ぎる、過ぎないぎりぎりのところでお迎えに行っている方だとそういったことにもなりやすいのかなというふうに今話を聞いて思っておりますけれども、利用実績に合わせて現在運用しているというようなご答弁をいただきましたので、私もそういう認識でいたいと思います。であるのであれば、なおさら要綱の整合性をとるような形で変更はしていくべきと考えますが、この2点を最後質問させて私の質問を終了させていただきたいと思います。

町長（佐藤邦義君） それでは、お答えしますが、ご指摘いただきましてありがとうございます。

地産地消の関係では、食育計画の中でのいわゆる野菜の摂取量という観点を今ご指摘いただきましたし、農産物のいわゆる買える環境、地元の農産物を買える環境をぜひ変えてほしいと、こういうようなご指摘でございましたので、幾つかの課にわたってのご質問でございましたので、今後できるだけ早急にこれらの調査したりして対応していきたいと、こう思っておりますので、よろしく願いいたします。

教育長（丸山 敬君） それでは、整合性の問題ですけれども、これはきちっとそういうふうには要綱がうたわれておりますので、運用として現場がそういう配慮をされているということです。先ほども申し上げましたように、かなり延長時間をいただく、オプションでいただく料金を軽減をするという観点から、6時まで基本料金の内側にやっておりますので、その辺もぜひ評価していただきたいと思うのです。従前の保育所時代は4時で終わりでしたから、4時を超えた分については延長保育の扱いになっておりました。ですから、それが6時までに延びているわけですので、随分延長としてお支払いいただく部分のあるいは該当される方というのは、対象人数は減っているかと思うのです。ただ、これを例えば6時5分とか6時10分にしたとしても、では11分はどうかかという、またその話が必ず出てきます。厳密にやるなら町の職員も、タイムレコーダーがありますから、そういう利用される方にタイムレコーダー用のカードをお持ちいただいて、そういうものをセットしてきちっと客観的なデータをとるということもあり得るわけですが、そこまでやるのがいかが

かと思えます。ご意見としてお伺いしながら、これから料金設定等も子ども・子育て会議の中で議論してまいりますので、そういう中でこういうケースについてはどうかということも当然議論していかなければなりませんし、いろいろ4年間やった中で改善あるいは工夫をするということも見えてきておりますので、それらを反映しながらよりいい方向に改善していければ、そんなふうに思っております。ご理解いただきたいと。

以上です。

議長（渡邊正策君） 今井議員の一般質問を終わります。

次に、8番、松原議員の発言を許します。

（8番 松原良彦君登壇）

8番（松原良彦君） 議席番号8番、松原です。一般質問をさせていただきます。今回は、3点について町長にお伺いいたします。

その前に、今回の田上町町長選挙において、見事5回連続当選、まことにおめでとうございました。4期16年間、見事な手腕で財政再建、竹の友幼稚園の作りかえ、403バイパス開通、新潟市までにいま一步までに来たことなど、16年間の実績が多くの田上町町民の方々に認められた結果だと思えます。投票して下さられた4,569票の期待を裏切ることのないよう、今後の4年間最後まで頑張りたいと思えます。町長も事故を起こして大変なことになったと猛反省をしていますし、私からはいま一度がっちりとふんどしを強く締め直して田上町の発展のために頑張りたい、こう思っている次第でございます。

それでは、本題に入ります。要旨にしたがいまして順次お願い申し上げます。1つ目、少子化対策推進室にける町の意気込みについてでございます。まず、今回の所信表明の演説の中や各集落の町政報告の中で気になったことの一つに、少子化対策推進室のことについて伺います。今年度発行した「きずな」4月号、皆さんも目を通しておられるかと思えますが、その中において町長の一押しなる、一番の目玉となり得る少子化、定住対策について本腰を入れた内容の事業の一覧表が載っております。平成26年度田上町行政機構図を拝見すると、総務課に集約した形で少子化対策推進室係長1名専任でとにかくスタートをいたしました。しかしながら、いろいろな内容、そして新規事業が幾つか出てまいりましたが、何か物足りない。他の市町村がもう実行しているばかりのものもあります。目新しい事業が一つとしてないではないか。もっとインパクトのあるものを取り入れないと、一押しどころか二番煎じに見えてくると。

そこで、私はない頭、ない知恵を絞って2つの提案をいたします。1つ目は、結婚いたした新婚さんが親たちと一緒に同居して生活をする家庭づくり。町長も一般質問でそのような答えがあるといいというような答えも聞いております。その新婚世帯に優遇税制の措置の新設、これはリフォーム補助とか、家賃1万円とか、今やっていることを同居している人にも進めてもらいたいということでございます。

次に、田上町に住む新婚世帯に、この6月22日、佐藤町長のスタートした日をはじめとして、1年間に結婚数に合わせ1,000万円を分配する。これは大きなお金に見えますけれども、4年間で4,000万円の特別予算措置を設けるなどでございます。こんなことができないものか、町長に最後の4年間のプレゼントとしてお尋ねいたします。

次に、農地中間管理機構が田上町農家に果たす役割は何か。やっとな国のほうも法整備ができて、農地中間管理機構、農地機構の実態が見えてまいりました。今回国の農業政策の転換の中で、各都道府県単位の1カ所ずつ農地中間管理機構なるものを設けました。町長も知っているとおり、農業者の高齢化や米価の低迷、そして担い手不足などいろいろな農村事情も絡み、食料自給率や価格の安定を考えてのことだと私は思っています。この農地中間管理機構、この仕事は出し手農家から農地を借り入れ、まとまりある形、面積を受け手農家へ貸し出すということだと思います。

質問として、先般の新聞報道によれば、農地機構からの県が業務委託を承認したとありますが、当然田上町にもお話が入っていると思われれます。その内容の説明を手短にお話しできないものか。

2つ目として、町としては農地機構の説明など、産業振興課が中心となりこれを進めていくと思いますが、今回特に人・農地プランとの兼ね合いが大事な局面の様相を呈してきました。農区長や地区農家組合など、希望するところには人・農地プラン、農地中間管理機構の説明会など、JAとの協力を含めて出張説明する考えはありますか、お聞きいたします。

3点目に、この農地機構が担い手不足確保状況調査の中で、田上町としては十分ではないと新聞報道に載っていました。私は的を射た答弁だと評価いたしますが、田上町の基幹産業である農業の担い手、認定農業者の人数や年齢層など、町長はどのように把握しているのか。

また、あわせて、農地機構が田上町農業を持続可能な力強い農業の実現を目指せる特効薬として本当に期待してよいのか、町長の本音を含めて町長に所見を伺います。

3つ目でございますが、私がいつも言っている防災計画のようなことの延長でございます。田上町の土砂災害防止対策についてお聞きいたします。今年の日本は、春からいつもと違う異常なほどの高温真夏日、そして今度は日本中に憎らしいほどの大雨と、6月としては記録的な雨量を観測した地域も出てきました。雨が降れば、その地域に停滞して大量の雨を落とし、川の増水による子供たちの悲しい悲劇のニュースが今回も出てまいりました。その数ある災害の中で、まだ町民の皆さんが大きな話題や心配事になっていないのは土砂災害だと思います。私は、被害が出ていないから安心だ、大丈夫だと言い切れなと思っています。田上町は、地形、建物、河川、どれ一つ大きな災害に見舞われてももろい姿が必ず出てきます。その中の土砂災害対策について3点ほどお伺いいたします。

町は、先般土砂災害危険地域に説明会を開催しました。何会場でどのくらいの住民の人たちが説明会に参加したのか、その場所と数をお聞かせください。

2番目に、土砂災害警戒情報等は、報道でご承知のとおりだと思いますけれども、これは大雨警報が発表されている状況で土砂災害性の危険度が高まったときに、市町村長が避難勧告等の災害応急対応を適時、適切に行えるよう、また自主避難の判断の参考にと言われております。私が心配しているのは、そういうとき田上町の山側、川手のほうと2カ所の対応が今の総務課の体制でできるのかどうか、その辺のことをお聞かせいただきたいと思います。

以上のことから、私は町に1,000人、1割規模の大勢の人たちが避難訓練をする今回の防災訓練を物すごく注目している次第でございます。このことについても町長の見解をお伺いしたいと思います。

以上、1回目の質問を終わります。

(町長 佐藤邦義君登壇)

町長(佐藤邦義君) 松原議員のご質問にお答えしますが、最初に少子化対策推進室における町の意気込みについてのご質問であります。少子化対策推進室はご承知のように4月からようやく動き出したばかりでありまして、今は子育てや移住におけるニーズの把握業務を行っているところであります。したがって、その結果を踏まえて新しい施策を展開していきたいと考えておりますので、松原議員のご提案につきましても今後の施策立案の際に参考にさせていただきたいと、こう思っております。

次に、農地中間管理機構が田上町農家に果たす役割は何かの関連であります。まず農地中間管理機構と業務委託の内容についてのご質問ですが、新潟県では農地

中間管理機構の業務を県農林公社が受託いたしました。その農林公社の農地中間管理事業規程の中に業務委託に関する条文がありまして、公社は農業委員会を含む全ての市町村、それから必要に応じては農協、市町村農林公社、それから土地改良区、農業再生協議会、民間事業者等に同意を得た上で、県知事の承認を受けての業務を委託できるものとされております。委託できる業務は、農業者等への借り受け希望募集あるいは広報、応募の取りまとめ、その他地主からの貸し付け希望申し出の受け付けなど15の項目が設けられておりまして、その中から田上町では今10業務、10項目を契約をしております。そういう状況になっております。

次に、農地中間管理機構の説明会についてのご質問ですが、農協などの関係団体協力のもとに、農家組合長会議などの場においての説明や、あるいはパンフレットの配布を行っております。改めて出張説明は予定しておりませんが、これからも機会を見て周知に努めたいと思っております。

次に、農業者の状況と農地中間管理機構の効果についてのご質問であります。田上町の認定農業者と言われる方、いわゆる認定農業者は、現在個人で80人、法人で2団体ありまして、平均年齢が60歳、そのうち約4割の方が65歳以上であり、ご質問のとおり田上町の担い手は決して十分ではないと考えておりますが、この農地中間管理事業の活用によってより効率のよい農業経営が展開でき、さらには担い手農業者への支援ができるものと期待しているところであります。

最後に、田上町の土砂災害防止施策についてのご質問であります。土砂災害区域指定に係る住民説明会の開催状況につきましては、全部で8回開催しまして、114の方が出席をいただきました。説明会では、土砂災害指定区域に対する意見をお聞きするとともに、災害危険箇所の周知と災害発生が予測される際の避難などの対応についての説明をしております。

また、災害発生の危険が高まったときの対応についてであります。県や気象庁からの情報をもとに、緊急エリアメールなどを利用した避難勧告等の発令や一時避難所の開設など、その時々で予測される災害の種類や場所などの状況に応じて適切に対応してまいりたいと、こういうふう考えております。

次に、防災訓練についてであります。10月に行う防災訓練は、平成23年に発生をした新潟・福島豪雨を想定いたしまして住民避難訓練などを行うもので、町民や防災関係機関と協力いたしまして、当町では初となる全町規模の訓練を実施します。この訓練により、町の防災力の向上につなげていきたいと考えているところであります。

以上であります。

8番（松原良彦君） ただいまは、説明大変ありがとうございました。私は、今回の説明、半分くらいはよかったかな、でも半分くらいはまだ足りないなというようなことで、私のほうからもう少し提案を含めてお話をさせていただきたいと思います。

今回6月24日の総務産経常任委員会の資料の中で、少子化対策に向けた新規事業の中で、結婚推進事業と中学生向け結婚、妊娠、出産、子育ての講演会の2つの事業計画の説明が執行側からありました。目的は、結婚を希望する者とその親を対象にしたワークショップやセミナーの開催、そして中学生にはやがて訪れる結婚や出産等の正しい知識や必要な情報等を伝える講演会とあります。2つとも大事な事業趣旨であり、ぜひ実行していただきたいと切にお願いいたします。

そこで、先ほど私が提案しました1,000万円の話でございますが、続編を私は用意してありますので、ひとつ聞いていただきたいと思います。町長も参考にするというような言葉が出ましたので、気をよくして少し話をさせていただきます。これは例えばの話でございますが、結婚お祝金、田上町には今ありません。ここ二、三年、田上町で結婚を挙げた組数は、広報「きずな」の報道では大体3年間平均で20組前後載っておりましたが、実際にはもっと多いという話も聞いております。1,000万円を20で割れば50万円、その半額500万円を使えば25万円ということでございます。決して宝くじの話ではありません。また、多いとなれば、半額の500万円を誕生祝金に使ってもよいのではないかと。これも「きずな」で調べてみると、3年間平均で赤ちゃんは年間60人くらい生まれております。1人当たり幾らになるか、計算すればわかりますけれども、出産費用の足しにはなりません。

その次に、これは本当のことでございますので、お話をさせていただきます。二、三日前の6月30日に、私は山形県の遊佐町というところに電話をかけた確認をした話でございます。これは、去年の10月30日、31日、総務産経で視察研修をしたところでございます。遊佐町は、鳥海ブルーラインのある町でございますので、山形県の外れのほうでございます。この町で話し合いをしたところ、この町の状態は慢性的な転出増、少子化による自然減、田上町と大変よく似ています。人口は田上町より1,000ちょっと多い町、そして合併問題などは途中までいったけれども、離脱した町、単独の町づくりを進めている町でございます。そこでこういう資料を出してくれました。遊佐町定住促進計画、これをもらっております。その中から私は抜粋して、大ざっぱにこういう補助措置があるというようなことをお話をさせていただきます。大ざっぱでございますので、田上町でいえば総務課から地域整備課、産



業振興課、保健福祉課、全部にまたがった課がありとあらゆる意見を出して予算を組んであります。その例をちょっと言いますと、若者が定住できる住宅団地、分譲地を購入した場合、分譲地購入額の2分の1相当額を助成。2分の1。土地代金の2分の1、これを助成。これは、今のところ約1年半たったけれども、まだありませんということでした。また、空き家バンクのリフォーム、何年も住まないところを新婚世帯が住もうとして改善する費用、これ350万円、これもなかなか、いざしてみると350万円ではとてもリフォームはできない。下手をすると1,000万円ぐらいかかりそうなので、これもなかなか容易でない。ただ、1軒だけ決めてかかったうちがあるから、これは該当しそうなものも出てきていると。そういうことを言っていました。それから、よそから移住してきた家族、子供1人当たり1万円、年間12万円。これはどういうことかということ、離婚して帰ってきたような方とは言いませんけれども、そういうようにまた戻ってきた人が定住した場合、子供に1万円。これは3年間でございます。それから、結婚祝金、これがあのです。これ1組、助成3万円でございます。これは大体皆さんいただくそうです。というのは、届け出したときにすぐ口座番号を聞いて振り込むから、誰が結婚したとかどうなったとか、そういう面倒な手続はなく、口座にすぐ入るから、これは大体皆さんがもらっていくと。それから、子供の誕生祝金、1子、2子、これ5万円、3子からは10万円、こういうふうにもう決めて支払いをしているそうでございます。また、雇用創出対策助成金では、対象労働者1人につき50万円から60万円、これは事業主に助成する。これは大ざっぱに言ったのですけれども、こういういろんな助成をしております。ですから、私は1,000万円という話を出しましたけれども、この町と同じような規模の田上町であれば何とかなるのではないかというようなことで、夢にならないように町長に検討をお願いしている次第でございます。しかしながら、私がこの少子化、定住促進計画なるものに異常な私意というか、熱意というか、執着を持っているのは、先般も新聞に載りましたけれども、出生率が低い、この間と同じ間違いをしまして申しわけございません、20代、30代の女性が少ない、それからもう一つ自殺率も結構田上町は高いわけでございます。この問題の解決に当たっては、この少子化、定住対策、全部ここにつながってくると私は思っております。ですから、もう何が何でも本気になって、小出しな細工などをしてはだめだということ、全国的に他町村がもう大きくやっているの、アパートの1万円の補助、そのぐらいではだめで、住宅を作るには……ああ、もう一つありました。業者さんに1件当たり120万円の助成、総額1,000万円、業者さんにそういうアパートを作ってもらい、1,000万円の助

成をすると、こういうのもやっております。

以上のことから、いま一つの提案でございますが、田上町の事業所に女性の方が産休をする場合、1年間楽々と休んでもらって育児専念してもらおうような提案をしてくれるとか、何か町としても協力を、強力な要請をお願いしたいというようなことでございます。

それから、これは少子化でございますが、農地管理機構の話をもう一つさせていただきます。ただいま町長から農地機構、農林公社から15の要請があった、そのうち10項目の町にこういうことをしていただきたいという要請があったということを知りました。私も産業振興課からその資料をもらっておりますので、お話をいたしますと、この十ある要請の中で7番、8番、ちょっと読み上げますと借り受け予定農地等の位置や権利関係等の確認、8番目は賃借期間や賃料等の必要事項の協議、調整。これは、なかなか町としても難しいと思っております。これを町が単独で仕切るのか、それとも町の農業委員会、または農業支援センターなど連携して仕事をするのかお聞きしたいと思います。

それから、この農地機構ができるに当たって、私はこの田上町のことを見ておりますと1つの心配がいつもよぎっております。最近の田上町の農地をざっと見ますと、農業委員会のホームページにおいては不作付地、これはゼロであります。今まで野菜栽培をしていた土地が至るところ草で覆われています。これは畑であるかもしれませんが、地目が農地であるところもございまして。今お聞きした中核農家、認定農家、高齢者の方が出てきました。60歳代が多いと。私もその仲間でございますが、いつまでもシルバーが頑張っても、やがては欠落してしまいます。そのために、町長も今回の施政方針で、若い農業の担い手たちが取り組んでいる複合農業経営の推進、農業を推進、支援すると言っております。初めて私が今まで複合農家が田上町に多いと言ってきたところにやっとちょっと認められたかなというふうな気持ちもあります。この確保と育成を推し進めていけば、生産法人や、生産組合や法人化、そして自然に徐々に大規模化に向けていくのではないのでしょうか。私は、人のうたい文句ではありませんけれども、農業は国の礎という気持ちがある限り、田畑がこれ以上荒れる方向には進まないと思っておりますが、町長に特に農地機構が田上町の担い手を育てられるか、一歩進んだお答えをお聞かせ願えたらと思っております。

その中で、もう一つ、先ほどお話ししました産業振興課、JAの出張説明会の話でございますが、パンフレット等たくさん配付してあるので、説明会のことはもう

よいのではないかというような話が出ました。でも、今回この農地機構の中に、補助金の中に地域集積協力金、これが1つ新しく出てきました。これは、農家の皆さんというか、町内の皆さん、部落の皆さん、集落の皆さんが協力して農道の整備や草刈り、それから水路の掃除、そういうものにしたときにお金が出るという、まことに老人痛め、老人を本当に何とも思っていないというか、シルバー泣かせのようなものでございます。「やっとな農業をやめたかと思ったら、また出てくれなんか言うて」、そんなことにもなりかねない地域で皆さんで農地を守る、地域で皆さんで村おこしをやるというようなことでございます。こういうことの説明。それから、農地機構の説明、もうインターネットを見るとQアンドAですごくいっぱい、こういうことはどうする、ああいうことはどうするといっって、題名としては「今般の施策の見直しに係るQアンドA」というようなことで、農地機構関係、経営所得関係、水田フル活用関係、日本型直接支払の関係、こういうのでいっぱい質問事項が載っております。こういうことを見ないと、隣の人が田んぼを貸したのに「おまえさん、どうして貸したんだね」なんか言って話になり得るかもしれないので、私はその辺のことをしっかりと話ししていかないとまた宙ぶらりんのようなことになるかと思っておりますので、その点だけ心配しておる次第でございます。説明会がないというのであれば、それで結構でございます。

次に、土砂災害でございますが、私はこのハザードマップを見ると、羽生田地区のハザードマップを見ているわけでございますが、大変広い地域に本当に何カ所も危険箇所がございます。雨は、八幡地域だけに降るものではありません。羽生田といえば羽生田全体、田上町全体にも及ぶ要素でございます。やはり広く、真剣にパトロールや確認などをしないとだめかもしれません。でも、その前にやはりいつもパトロールをして、ああ、これは、ここのうちはちょっと24時間100ミリを超えると危ないなとか、そういうような感覚でしっかりパトロールをしていただきたいと思いますが、その点どうなっているのか。この土砂災害について1点だけお聞きして、2回目の質問終わります。

町長（佐藤邦義君） 最初に、提案も含めてのご質問でございましたが、遊佐町の例でお話をお聞きしましたので、十分に参考にさせていただきます。できるところからやっていきたいと、こういうふうに思っております。遊佐町とは再三行ったり来たりしているのです、町としても少し親近感のある町でありますので、また直接聞いたりして対応してまいりたいと思っております。

それから、農地の中間管理機構、実はこの議会中の二、三日前だったでしょうか、

理事会と総会がございまして、私もその理事会にずっと何回か出ておりますが、実はいわゆる農林公社もまだ始まったばかりなので、なかなか十分に把握していないというような実は専務理事の説明がありまして、地域でもそういうことがあるので、十分調査をして、説明が必要であれば出かけていきたいと、このような質問があって、そういう回答をしていたようでありました。いわゆる農林公社との契約、7番目と8番目については、担当課長のほうからどういう問題点があるか答弁をしてもらいますが、担い手の育成の確保というのは、これはどうしても田上町ではしなければいけない私は事業だろうと思っております。昨年、去年だったでしょうか、若手を集めて話を聞いたことがあります、この会を何回か開いてまた広げていかなければいけないと、こう思っております。今、若い担い手は、イチゴだけではなくて、西洋野菜とか、そういったことで大変努力しておりますので、ぜひ新しい方向で、いわゆる複合農業というようなことでやっていけるように町としても支援をしていきたいと思っております。

それから、農地の集積協力金についても、これも担当課長から説明をしてもらいます。

ハザードマップのパトロールについては、整備課のほうから説明をしてもらいますので、よろしく願いいたします。

産業振興課長（渡辺 仁君） それでは、私のほうから7番、8番の関係と地域集積協力金の関係について、細かいところのお話を申し上げたいと思います。

7番については、借り受け予定農用地等の位置や権利関係等の確認ということでございまして、これについては町、産業振興課メインということでございましてけれども、手伝いというか、一緒に協力してもらって農協さんと農業委員会のほうがやって、3者でお互い協力し合っただけということではございまして、8番の賃借期間や資料等の必要事項の協議、調整についても同じようなことでやっていこうということではございまして。

それと、地域集積協力金の話でございましてけれども、田上町は田上全域ということでこの地域に設定をしておるわけですがけれども、ある程度中間管理機構に任せ、任せるといって、お願いした貸し付けの面積が一定以上の割合を超えていると出るということでございまして、ただこれは新潟県の予算の範囲内ということでございまして、一番には経営転換協力金のほうを優先的に支払いして、予算がそれでも余る部分について地域集積協力金ということで配分するというところでございまして、実際のところ今回どのぐらいの26年度で中間管理機構に農地が集積できるかに

よってまた変わってくるということでございますので、その辺ご理解いただければ  
と思っております。

以上でございます。

地域整備課長（土田 覚君） それでは、土砂災害警戒区域等の警戒情報が出たときの  
パトロールについてご説明申し上げます。

土砂災害の警戒区域の指定数でございますが、急傾斜地で52カ所、土石流で41カ  
所、地すべりがゼロでございます。当町においては98カ所でございます。したが  
いまして、土砂災害警戒情報が出たときには、当然当地域整備課、防災も含めてそれ  
らのパトロールをする所存でございますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

8番（松原良彦君） ただいま大変大勢の方からお答えをいただきまして、想定外で  
ございましたので、大変私もうれしく思っております。説明が大変よかったですので、私  
も3回目のことは省略して、私のこの農地機構の書いてあるものを読んで終わりに  
します。

農地機構は、10年後に目指す姿、理念をパンフレットで言っているだけですので、  
田上町農業は田上町の農家が一番よい方向をとればいいと私は考えております。で  
すから、国の政策によければ乗っていけばいいし、また町が真剣に進めていくのに  
私たちが協力しなければいけませんので、そこら辺は私は今後の農家の気持ち、考  
え方、それにかかっていると思います。

以上でございます。質問終わります。

議長（渡邊正策君） 松原議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

午前10時27分 休 憩

---

午前11時00分 再 開

議長（渡邊正策君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

日程第2 承認第2号 専決処分（田上町税条例の一部改正）の報告について

日程第3 承認第3号 専決処分（田上町国民健康保険税条例の一部改正）の報告に  
ついて

日程第4 承認第4号 専決処分（平成25年度田上町一般会計補正予算（第7号）  
の報告について

日程第5 承認第5号 専決処分（同年度田上町国民健康保険特別会計補正予算（第3号））の報告について

議長（渡邊正策君） 日程第2、承認第2号から日程第5、承認第5号までの4案件を一括議題といたします。

本案件につきましては、それぞれ所管の常任委員会に付託し、審査をいただいたものであります。

審査の結果について委員長の報告を求めます。

最初に、総務産経常任委員長の報告を求めます。

（総務産経常任委員長 熊倉正治君登壇）

総務産経常任委員長（熊倉正治君） 総務産経常任委員会の付託案件審査の報告を行います。

当委員会に付託されました承認第4号 専決処分（平成25年度田上町一般会計補正予算（第7号））の報告についての中、歳入の全部及び歳出のうちの2款総務費、5款労働費、8款土木費、9款消防費であります。審査の結果は承認でございました。

歳入歳出とも年度末における事業の確定に伴う補正が主なものでありましたが、質疑の中で、歳入の中で特別交付税の増減というのが入っておりましたが、その中で国家公務員給与の減額に付随をして、当町は減額をしなかったわけではありますが、そのことでの制裁措置の影響はどうかというような質問がございました。答弁としては、普通交付税への影響はないが、交付金で40万円程度の影響はあったというような答弁がございました。

以上が審査の結果でございます。

議長（渡邊正策君） 委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。熊倉委員長、ご苦労さまでした。

次に、社会文教常任委員長の報告を求めます。

（社会文教常任委員長 川崎昭夫君登壇）

社会文教常任委員長（川崎昭夫君） 大変お疲れさまです。初めての委員長なので、少し上がるかもしれませんが、発音も悪くなりますけれども、ひとつよろしくお願いたします。

6月23日付で付託されました社会文教常任委員会の審査を報告いたします。承認第2号 専決処分（田上町税条例の一部改正）の報告について、承認第3号 専決処分（田上町国民健康保険税条例の一部改正）の報告について、承認第4号 専決処分（平成25年度田上町一般会計補正予算（第7号））の報告について、承認第5号 専決処分（同年度田上町国民健康保険特別会計補正予算（第3号））の報告についてでありましたが、審査の結果は2号、3号、4号、5号とも承認でありました。

承認第2号は、地方税の改正に伴い、税条例の一部を改正するものでありまして、固定資産税に対する課税標準の特例措置等が主な内容でした。

次に、承認第3号であります。これも同様に地方税法が改正されたことに伴い、国民健康保険条例の一部を改正するものでありまして、限度額の引き上げや軽減基準の見直しを行うものであります。

承認第4号は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,195万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ45億5,065万6,000円とするものであります。歳出の主なものは、事業確定による繰出金の減額、生涯学習センター建設基金積み立て1,000万円の増額、基金の積み立て額は1億9,000万円となることの説明がありました。また、民生費では、平成27年から保育児童個々に合った管理を行うため、電子データシステムづくりのため350万円の繰越明許費の補正の説明がありました。

承認第5号は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ660万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ13億7,164万2,000円とするものであります。事業確定による減額補正が主なものであります。これに対する質疑は特にございませんでした。

以上、報告終わります。

議長（渡邊正策君） 委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。川崎委員長、ありがとうございました。

以上で委員長報告及び質疑を終わります。

これより順次討論及び採決を行います。

最初に、承認第2号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより承認第2号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案承認であります。本案は委員

長報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(渡邊正策君) 異議なしと認めます。よって、承認第2号は委員長報告のとおり承認されました。

次に、承認第3号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより承認第3号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案承認であります。本案は委員長報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(渡邊正策君) 異議なしと認めます。よって、承認第3号は委員長報告のとおり承認されました。

次に、承認第4号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより承認第4号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案承認であります。本案は委員長報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(渡邊正策君) 異議なしと認めます。よって、承認第4号は委員長報告のとおり承認されました。

最後に、承認第5号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより承認第5号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案承認であります。本案は委員長報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(渡邊正策君) 異議なしと認めます。よって、承認第5号は委員長報告のとおり承認されました。

---

日程第6 議案第28号 平成26年度田上町一般会計補正予算(第1号)議定について



議長（渡邊正策君） 日程第6、議案第28号を議題といたします。

本案件につきましては、それぞれ所管の常任委員会に付託し、審査をいただいたものであります。

審査の結果について委員長の報告を求めます。

最初に、総務産経常任委員長の報告を求めます。

（総務産経常任委員長 熊倉正治君登壇）

総務産経常任委員長（熊倉正治君） 総務産経常任委員会の付託案件審査の報告を申し上げます。

議案第28号 平成26年度田上町一般会計補正予算（第1号）議定についての中、歳入の全部及び歳出のうちの2款総務費1項、5項、6款農林水産業費、7款商工費、8款土木費でございますが、審査の結果は原案可決でありました。

歳入の主なものでは、国庫補助金でのあじさいの里の増床に向けた補助金、それとがんばる地域交付金、社会保障・税番号制度システム整備補助、県補助金では地域少子化対策強化補助金、雑入では自治総合センターコミュニティ事業交付金ということで主なものがありました。質疑の中で自治総合センターのコミュニティ助成、宝くじの助成であります。町としてももっと各地区にPRする必要があるのではないかとというような質問がありましたが、答弁では各区長も十分了解しているというような答弁でございました。これは、中店地区と保明地区にそれぞれ440万円ほど総額で補助が出るというようなものであります。

それと、歳出のほうでは、人件費はほとんどの課にわたって4月の人事異動による増減があるということでございました。

それと、総務費の中では、社会保障税番号制度の説明では、これは総務の委員のほかの皆さんにも資料をお渡しされてあるとは思いますが、26年度、27年度で社会保障と税の番号制度のシステムを改修をして、29年の1月から情報連携を順次実施をしていくというような説明がございました。

それと、少子化対策、少子化・定住対策事業では、最近住宅を新築した方や子育て中の親を対象にしたニーズ調査を予定しているという説明がございましたが、質疑の中では子ども・子育て会議でもかなり内容が濃い調査を行っていたが、その調査とはどんな関係になるのかというような質問がございましたが、答弁としては内容がかぶらないようにしていきたいというような答弁でございました。

それと、地域少子化対策事業では、県補助金によって結婚を希望する方やその親を対象にしたワークショップやセミナーを開催をしていきたいと、それと中学生を

対象に家族のよさを見直す講演会のようなものも行っていきたいというような説明がありました。質疑の中では、ワークショップやセミナーの後のフォローはどうするのかというような質問がございましたが、町単独の出会いの事業につなげていきたいというふうな答弁がありました。

それと、中学生対象の事業では、中学でやっても高校で途切れては意味がないので、高校は県の関係もありますので、県とタイアップしてはどうかというような質問がございましたが、県との連携はないが、家族のよさを考えてもらうきっかけになればというような答弁がございました。

商工費の中では、本田上工業団地へ進出した企業への工場設置と雇用奨励金がありました。

それと、湯っ多里館のリニューアルに向けて改修工事設計監理委託業務ということで、この中で工事の内容としては厨房や大広間の床、半地下、中2階の休憩室など10カ所の改修を予定をしているということで、そのための設計監理委託業務を予定をしているということであります。この中で、質疑ではこの計画で今後工事費等が増加することはないのかというような質疑もございましたが、増えるようであれば増えるでいいが、最初からそうするべきというような議論がありました。以上が主な質疑の内容でございました。

以上で報告終わります。

議長（渡邊正策君） 委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。熊倉委員長、ご苦労さまでございました。

次に、社会文教常任委員長の報告を求めます。

（社会文教常任委員長 川崎昭夫君登壇）

社会文教常任委員長（川崎昭夫君） 続きまして、社会文教常任委員会の審査報告を行います。

議案第28号 平成26年度田上町一般会計補正予算（第1号）議定についての中の第1表の歳出のうち、2款総務費2、3項、3款民生費、4款衛生費、10款教育費でございます。これは原案可決です。

補正の主なものは、民生費ではあじさいの里の増床に伴う補助金2,400万円、老人福祉センターのろ過器取りかえ工事164万円、衛生費では人事異動に伴う人件費の補正などです。

それから、教育費では、小学校の修繕料や会議室の空調設備設置工事、スポーツを通じたコミュニティの活性化事業です。

主な質疑の内容を報告いたします。民生費では、特別養護老人ホームあじさいの里の増床、教育費では羽生田小学校の雨漏り修繕に伴う関連予算の質疑が集中しました。あじさいの里は、新たに40床の増床をしますが、増築工事の工期はいつか、田上への入所割り当てはどうかという質問がございましたが、先週入札が終わったばかりで、随意契約で業者を決めました。これから工事に入り、開所は27年4月の予定です。40床のほか、ショートステイ10床を特養に切りかえ、合わせて50床の増床となり、割り当ては特にありませんが、おおむね田上町の割り当てとなると考えている旨の答弁がありました。また、特養増床では、物価高や人員不足などの建設コストが上がっている随意契約であるが、業者から追加要求が来た場合の対応等はどうするかという質疑がありましたが、あじさいの里では入札したが、落札しなかったということでした。資材の高騰などで厳しく、結果的には随意契約になったという報告でありまして、追加というような話は聞いておりませんという答弁でありました。

それから、田上小学校の雨漏りの件では、今年の冬で雨漏りを発見しましたが、その修繕費として新たに20万円を計上するものであります。恒久的な対応であるかとの質疑では、今回は部分的な修繕であります。防水シートの耐用年数は13年程度で、施工後11年が経過しておりますが、あと二、三年後には抜本的な改修が必要であるという説明でありました。また、外装が傷んできている学校もあるが、国の補助金などを使って直せる方法はないかという質疑もありましたが、国の補助金は大規模修繕は7,000万円以上でないと認められないという説明がありまして、今後必要であれば大規模修繕も考えていきたいという答弁でありました。

それから、その他竹の友幼稚園の保育士の充足率はどうかという質疑でありましたが、現段階では不足の状況ではないということで、必要に応じて応募していきたいという答弁でした。

以上で報告終わります。

議長（渡邊正策君） 委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。川崎委員長、ご苦労さまでございました。

以上で委員長報告及び質疑を終わります。

これより討論及び採決を行います。

議案第28号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第28号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(渡邊正策君) 異議なしと認めます。よって、議案第28号は委員長報告のとおり決しました。

---

日程第7 請願第3号 「手話言語法」制定を求める意見書の提出を求める請願について

議長(渡邊正策君) 日程第7、請願第3号を議題といたします。

本案件につきましては、所管の社会文教常任委員会に付託し、審査をいただいたものであります。

審査の結果について委員長の報告を求めます。

(社会文教常任委員長 川崎昭夫君登壇)

社会文教常任委員長(川崎昭夫君) それでは、請願第3号 「手話言語法」制定を求める意見書の提出を求める請願でございますが、審査の結果は採択ということに決しました。

審査の内容を報告いたします。紹介議員である今井議員より説明をいただきました後、質疑、討論の中では、法制化されることによって市町村の財政負担等を伴うことにつながるのではないかという慎重な意見もございましたが、最終的には障害者の置かれている環境を整備するための法制定には全員賛成ということで採択と決しました。

以上で報告終わります。

議長(渡邊正策君) 委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。川崎委員長、ご苦労さまでございました。

以上で委員長報告及び質疑を終わります。

これより討論及び採決を行います。

請願第3号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより請願第3号の採決を行います。

お諮りいたします。本請願に対する委員長報告は採択であります。本請願は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(渡邊正策君) 異議なしと認めます。よって、請願第3号は委員長報告のとおり採択と決しました。

ここで暫時休憩いたします。

午前11時24分 休憩

---

午前11時25分 再開

議長(渡邊正策君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

#### 日程の追加

議長(渡邊正策君) 先ほどの請願の採択に伴い、お手元に配付のとおり発委第2号「手話言語法」制定を求める意見書が提出されました。

お諮りいたします。ただいま提出されております発委第2号につきましては、日程に追加し、追加日程として直ちに審議することにしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(渡邊正策君) 異議なしと認めます。よって、ただいまの案件については日程に追加し、追加日程として直ちに審議することに決しました。

---

#### 追加日程第1 発委第2号 「手話言語法」制定を求める意見書について

議長(渡邊正策君) 追加日程第1、発委第2号を議題といたします。

提案者、社会文教常任委員長の説明を求めます。

(社会文教常任委員長 川崎昭夫君登壇)

社会文教常任委員長(川崎昭夫君) ただいま配付されました「手話言語法」制定を求

める意見書について概要を説明いたします。

手話は、平成18年12月に採択された国連の障害者権利条例において、言語として定義されました。また、平成23年8月に改正された障害者基本法では、手話は言語に含まれることが明記されております。今後手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を国としても一層の推進するように手話言語法の早期制定を強く要望するものであります。

意見書の提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣、内閣官房長官。以上でございますが、皆様のご賛同をお願いいたします。

以上です。

議長（渡邊正策君） 以上で説明が終わりました。

これよりただいまの案件について質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。川崎委員長、ご苦労さまでございました。

これより討論及び採決を行います。

発委第2号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより発委第2号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案どおり決し、意見書を関係機関に提出することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（渡邊正策君） 異議なしと認めます。よって、発委第2号は原案どおり決し、意見書を関係機関に提出することに決しました。

---

#### 日程第8 推薦第1号 田上町農業委員会委員の推薦について

議長（渡邊正策君） 日程第8、推薦第1号 田上町農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

お諮りいたします。推薦の方法については、指名推選といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（渡邊正策君） 異議なしと認めます。よって、推薦の方法は指名推選で行うこと

に決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長(渡邊正策君) 異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決しました。

議会推薦の農業委員は、現在その任に当たっておられます田上町大字石田新田6番地、笠原幸子氏に引き続きお願いしたいと思います。

お諮りいたします。ただいま議長が指名いたしました笠原幸子氏を推薦することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(渡邊正策君) 異議なしと認めます。よって、田上町農業委員会委員には、ただいま議長が指名いたしました笠原幸子氏に決定いたしました。

---

#### 日程第9 議員派遣の件について

議長(渡邊正策君) 日程第9、議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件は、会議規則第129条の規定により、お手元に配付いたしました内容で議員を派遣することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(渡邊正策君) 異議なしと認めます。よって、議員派遣の件につきましては、お手元に配付いたしました内容で議員を派遣することに決しました。

---

#### 日程第10 閉会中の継続調査について

議長(渡邊正策君) 日程第10、閉会中の継続調査についてを議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から所管事務調査について会議規則第75条の規定により、お手元に配付の申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(渡邊正策君) 異議なしと認めます。よって、各常任委員長及び議会運営委員長

からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

以上で本定例会の日程は全部終了いたしました。

佐藤町長からご挨拶をお願いいたします。

町長（佐藤邦義君） 今議会は、6月の23日から本日までの10日間でした。今議会は、私の第5期目のスタートの議会でした。6月2日の交通事故の釈明から始まりまして、一般質問でも3名の議員の方から一般質問をいただきまして、その質問の趣旨をしっかりと肝に銘じて、これから私の公約の実現に努力していきたいと、こう思っておりますので、まずもって重ねておわびをしたいと思います。

また、今議会は、提案した議題につきましては全て承認もしくは可決をいただきまして、大変ありがとうございました。これからまた夏を迎えるわけですので、議員の皆さんからとにかく健康に留意をしていただきまして、田上町の発展に寄与いただけることをお願いいたしまして閉会の挨拶といたします。大変ご苦労さまでございました。ありがとうございました。

議長（渡邊正策君） これをもちまして平成26年第3回田上町議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

---

午前11時33分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成26年7月2日

田上町議会議長 渡 邊 正 策

田上町議会議員 小 池 真 一 郎

” 議員 今 井 幸 代



別紙

平成26年 第3回 田上町議会（定例会）議事日程			
議事日程第3号 平成26年7月2日（水） 午前9時開議			
日程	議案番号	件名	議決結果
		開議	
第1		一般質問	
第2	承認第2号	専決処分（田上町税条例の一部改正）の報告について	承認
第3	承認第3号	専決処分（田上町国民健康保険税条例の一部改正）の報告について	承認
第4	承認第4号	専決処分（平成25年度田上町一般会計補正予算（第7号））の報告について	承認
第5	承認第5号	専決処分（同年度田上町国民健康保険特別会計補正予算（第3号））の報告について	承認
第6	議案第28号	平成26年度田上町一般会計補正予算（第1号）議定について	原案可決
第7	請願第3号	「手話言語法」制定を求める意見書の提出を求める請願について	採択
追加 日程 第1	発委第2号	「手話言語法」制定を求める意見書について	原案可決
第8	推薦第1号	田上町農業委員会委員の推薦について	推薦
第9		議員派遣の件について	決定

日程	議 案 番 号	件 名	議決結果
第10		閉会中の継続調査について	決 定
		閉会	